

平成23年 6 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成23年 6 月22日～24日

場 所 第3委員会室

平成23年6月22日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第7号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号））
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙3）
 - ・平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書（別紙5）
 - ・平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書（別紙6）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・太陽光発電設備（一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設）の発電状況について
 - ・発電所親子探検ツアー（岩瀬川発電所）について
 - ・宮城県山元町における夏休み学校サポート活

動について

- ・公立学校施設の耐震化の状況について
- ・平成23年3月県立高等学校等卒業者の就職決定状況について
- ・宮崎県スポーツ施設の第三期指定管理者の募集について

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴見 雅男
警務部長	根本 純史
警務部参事官兼 首席監察官	宮下 貴次
生活安全部長	上久保 岩男
刑事部長	椎葉 今朝邦
交通部長	長友 重徳
警備部長	日高 昭二
会計課長	古屋 圭一郎
警務部参事官兼 警務課長	武田 久雄
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松井 宏益
生活安全部参事官兼 地域課長	山内 敏
総務課長	鬼塚 博美
少年課長	野辺 学

交通規制課長 杉山勝朗
運転免許課長 坂元正宏

政策調査課主査 藤村 正

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人
教 育 次 長 亀 田 博 昭
(総 括)
教 育 次 長 飛 田 洋
(教育政策担当)
教 育 次 長 山 本 真 司
(教育振興担当)
総 務 課 長 安 田 宏 士
政 策 企 画 監 高 田 昌 宏
参事兼財務福利課長 福 永 展 幸
学 校 政 策 課 長 長 濱 美 津 哉
学 校 支 援 監 中 野 通 彦
特 別 支 援 教 育 室 長 武 富 志 郎
教 職 員 課 長 川 島 達 朗
生 涯 学 習 課 長 津 曲 睦 己
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 田 村 司
文 化 財 課 長 田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長 中 原 邦 博

企業局

企 業 局 長 濱 砂 公 一
副 局 長 持 原 道 雄
技 監 相 葉 利 晴
総 務 課 長 吉 田 親 志
経 営 企 画 監 新 穂 伸 一
工 務 課 長 本 田 博
電 気 課 長 白 ヶ 澤 宗 一
施 設 管 理 課 長 山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長 田 村 秀 秋

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 本 田 成 延

○河野委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて審査を行います。委員の質疑は、執行部のそれぞれの説明が終了した後をお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度、質疑を行うこととなりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、本部長の説明を求めます。

○鶴見警察本部長 おはようございます。警察本部関係、本日もどうかよろしく願い申し上げます。

本日は、天気もよくなりまして、晴れ間も出てまいりましたけれども、昨日までの県内の集中豪雨等によりまして、南部の山沿い、北部の山沿いを初めといたしまして、大雨洪水警報が発令されまして、土石流や河川の氾濫のおそれ等から、えびの市、都城市におきましては、避

難勧告が発令されるという事態になりました。警察といたしましては、これに対しまして、関係署であります日南、都城、えびの、高岡、日向各関係警察署、それと警察本部に警備連絡室というのを設置いたしまして、災害情報の収集、それから警戒地域、避難所の警戒等の所要の警察活動を推進してまいりました。まだ雨の予報もございますので、引き続き、関係機関との連携を密にいたしまして、災害警備の万全を期してまいる所存でございますので、今後とも、どうかよろしく御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日、御審議をいただきたい公安委員会関係の議案及び報告につきましては、5件でございます。提出議案といたしまして、平成23年度宮崎県一般会計補正予算についてなど3件、それから報告といたしまして、損害賠償額を定めたことについてなど2件でございます。それぞれ警務部長から説明をさせますので、どうか御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○河野委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○根本警務部長 それでは、平成23年6月定例県議会提出の議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の公安委員会関係につきまして、御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の333ページをお開きください。公安委員会一般会計 警察本部の補正額は、増額8億4,001万2,000円をお願いしております。今回の補正により、公安委員会の補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして279億8,617万4,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、今、ごらんいただいている説明資料の337ページをお開きください。まず、上段の左側の会計、科目、事項の欄をごらんください。（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費（事項）運営費で、補正額は1,015万3,000円であります。これは、警察職員設置に要する経費でありまして、番号1の健康管理支援システム整備事業173万8,000円、番号2の庁用備品購入費841万5,000円であります。

番号1の健康管理支援システム整備事業は、システムの構築により、職員個々の健康診断毎年結果、過重労働状況、療養履歴、既往症等の健康に関する情報を総合的に管理し、組織的に健康管理対策を実施するもので、システムパッケージとハードウェアの5カ月分のリース料、保守料等の経費であります。本事業によりまして、多種多様の健康情報が一括管理され、よりきめ細かで効率的な保健指導を実施することが可能となり、職員の病気の早期発見、未然防止が期待できることから、組織の実働員の確保や他の職員の負担軽減につながり、警察の執行力の向上が図られ、県民の期待と信頼にこたえる力強い警察を確立することができると考えております。

番号2の庁用備品購入費については、老朽化し、使用に耐えられなくなった事務机、いす、キャビネット等を買いかえるための経費であります。

次に、（目）装備費（事項）装備費で、補正額2,695万6,000円でございます。これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費でありまして、番号1の警備艇運用経費1,590万円、番号2の警察ヘリコプター更新に伴う航空警察活動事業費の（1）警

警察航空機定期整備事業1,105万6,000円であり
ます。番号1の警備艇運用経費につきましては、
警察警備艇「あおしま」が、ことし、法令によ
り6年に一度受けなければならない定期点検を
受ける必要があることから、定期点検を委託す
るための経費等であります。

番号2(1)の警察航空機定期整備事業につ
きましては、ことし3月末に警察航空機「ひむ
か」が更新整備されたところではありますが、更
新機が平成23年度に法定の点検整備である12カ
月点検及び400時間点検を受ける必要があるこ
とから、これらの点検を委託するための経費であ
ります。

次に、(目)警察施設費(事項)警察署庁舎建
設費で、補正額は3億1,436万1,000円であり
ます。これは、警察署庁舎建設に要する経費であ
りまして、番号1の日向警察署庁舎建設整備事
業3億1,436万1,000円であります。日向警察署
庁舎は、昭和31年3月に建設され、現在、全国
で最も古い警察署であり、老朽化・狭隘化が著
しい上に、耐震診断の結果でも早急な建てかえ
を指摘され、大規模地震が発生すれば、治安の
維持及び防災拠点としての役割を果たせない状
況であることから、同庁舎を移転新築し、治安
維持拠点施設としての重要な役割を果たしてい
くものであります。日向警察署庁舎建設につ
きましては、県議会や財政当局の御理解をいた
だき、昨年度までに建設予定地の購入取得、地質
調査、設計委託を実施しており、今回の補正予
算では、庁舎建設費をお願いするものであり
ます。

庁舎の建設規模でございますが、敷地約7,000
平方メートル、庁舎面積地上4階建て約3,800平
方メートル、附属棟面積地上3階建て約1,500平
方メートルを予定しておりまして、附属棟3階

には、本県で初めて警察署に射撃場を設置する
こととしており、平成24年度内に工事終了・開
庁を考えております。

次に、338ページをお開きください。(項)警
察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費、
補正額は3,123万2,000円であります。これは、
一般警察活動、刑事警察活動、生活安全警察活
動及び交通警察活動等、警察活動全般に要する
経費でありまして、番号1の特殊事件対応装備
資機材整備事業1,230万2,000円、番号2の災害
対策装備資機材整備事業1,893万円あります。

番号1の特殊事件対応装備資機材整備事業に
つきましては、人質立てこもり事件、身代金目
的の誘拐事件等の特殊事件の発生に備え、被害
者の安全救出、警察官の受傷事故防止に万全を
期し、迅速的確な捜査を行うため、防弾衣、防
弾盾、屋外用監視装置等の必要な装備資機材の
整備・充実を図るための経費であります。

番号2の災害対策装備資機材整備事業につ
きましては、各種災害の発生時に備え、被災者の
早期救出や県民の財産を守るために必要な装備
資機材を整備し、災害発生時の警察活動に万全
を期すものであります。具体的には、災害現場
で必要性の高い高性能チェンソー、エアジャッ
キ、バルーン式投光器等の救済資機材の整備費
や、これらの装備資機材を保管・管理するため
の保管施設、災害対策用救命ボート等のリース
料であります。あわせて、災害救助活動に
従事する部隊員の非常食を備蓄することにして
おります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費で、
補正額は4億5,731万円あります。これは、交
通安全施設整備事業に要する経費でありまして、
番号1の交通管制及び信号機改良等整備費9,898
万6,000円、番号2の信号機新設、道路標識及び

道路標示等整備費 2 億15万2,000円、番号3の信号機等のデザインポール共架整備費6,000万円、番号4の円滑化対策事業8,595万2,000円、番号5の交通安全施設の災害対策共架事業費1,222万円であります。

番号1の交通管制及び信号機改良等整備費の増額につきまして、警察本部内の交通管制センターは特定の交差点に設置してある信号機や交通情報板等と常時接続されており、車両感知器等により収集した道路の交通状況を同センター内のコンピュータにより分析し、交通量に応じた適切なタイミングで信号機を作動させ、車の流れをスムーズにするなどの業務を行っております。こうしたスムーズな交通を確保するために、交通管制センターと接続する交差点をふやしたり、信号機を車両や歩行者に反応するような機能に高度化したりする経費は、国から2分の1の補助金を受けて事業を行っているところでありますが、平成23年度は、国から1億9,797万2,000円の事業費が認められておきまして、骨格予算では事業費の半分の9,898万6,000円を措置したことから、今回の補正予算で残り半分の9,898万6,000円の増額をお願いするものであります。

番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費の増額につきましては、増額2億15万2,000円のうち、(1)の安全で人にやさしい信号機等整備事業6,300万円となっておりますが、この事業は、高齢者、障がい者等が道路を安全に横断できるように、青信号の残り時間を表示する経過時間表示機能つき歩行者用灯器等を備えたバリアフリー型対応信号機や、県民からの設置要望にこたえるための信号機を新設するもので、全額を今回の肉付け補正予算でお願いするものであります。なお、この事業費の2

分の1は、国からの交付金となっております。安全で人にやさしい信号機等整備事業費以外の1億3,715万2,000円は、県単事業として信号機新設や制御器の更新、道路標識や横断歩道等の道路表示を設置・補修する経費等であります。

番号3の信号機等のデザインポール共架整備費につきましては、道路管理者が行う電線地中化に合わせまして、信号機の配線を地中に埋設する事業費であります。

番号4の円滑化対策事業につきましては、交通渋滞を解消し、交通の円滑化を図ることにより、交通事故を防止することができることと認められる区域を、国家公安委員会と国土交通省が円滑化対策区域として指定しており、指定区域内への信号機新設、道路標識、道路標示等の設置に係る経費は、国から2分の1の補助や交付金を受けて事業を行っているところです。平成23年度は、この円滑化対策事業として、国から9,697万2,000円の事業費が認められており、骨格予算では1,102万円を措置したことから、残りの8,595万2,000円の増額をお願いするものであります。

番号5の交通安全施設の災害対策強化事業費につきましては、災害発生時に信号機による交通管理を確保するために、主要幹線道路に信号機用の自動起動型の電源付加装置を設置する工事費であります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の平成23年6月定例県議会提出議案の7ページをお開きください。公安委員会関係は、日向警察署庁舎建設整備事業に係る債務負担行為であります。警察署庁舎建設費で説明しました日向警察署庁舎建設整備事業につきましては、平成23年度から庁舎の建設工事を始めることとしておりますが、工事を平成24年度まで行う計

画でありますことから、平成23年度に2カ年にわたる契約を行うこととなります。したがって、平成23年度分を除き、平成24年度分の工事費11億6,895万1,000円を債務負担行為の限度額としてお願いするものであります。

次に、平成23年6月定例県議会提出の議案第7号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

提出議案書では25ページとなっておりますが、お手元の配付資料1に基づいて御説明いたします。

まず、今回の条例改正の理由は、宮崎県公安委員会が指定している野尻自動車学校の営業権を譲渡された梅田学園株式会社が、校名を「小林自動車学校」に変更したことから、初心運転者講習を実施する指定自動車教習所を定めている「警察関係使用料及び手数料徴収条例」の一部を改正する必要性が生じたためであります。

なお、この法改正に伴う条例の施行日は、条例の公布日とすることとしております。

次に、平成23年6月定例県議会提出議案の報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして御説明いたします。

これは、平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）の公安委員会関係歳出予算であります。明細につきましては、お手元の「平成23年6月定例県議会提出予算事項別明細書」の265ページをお開きください。上段左側から（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費、補正額1,623万8,000円であります。これは、平成22年度の退職手当の支給額が確定したことに伴い、その不足分を補正するものであります。不足額が生じたのは、2月補正後に、自己都合による退職職員3名が生じたことによるものであります。

す。

以上で議案関係の説明を終わります。

○河野委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○外山委員 2点伺いますが、警察ヘリコプターの「ひむか」ですね、これは、何度も聞いているんだけど、年間、維持費はどのくらいかかりましたっけ。何か数字の資料、ありますか。何度も聞いているんですがね、いつも。

○上久保生活安全部長 資料を出しますので、後で説明したいと思います。

○外山委員 じゃ、もう一点いいですかね、先に。

日向警察署を建てかえますけれども、県内の警察署、日南を含めて全国で古い順位に結構あるんですよ。あと、えびの、都城、全国でもかなり悪いそうですね。そのあとの、ほかの署の建てかえの予定とか何かありますかね。建てかえとかの構想は。

○根本警務部長 御指摘のとおり、当県、かなり全国的に見ても古い署がございます。今回、日向警察署の建てかえ、認めていただきましたが、このほかにも都城警察署、日南警察署、えびの警察署が全国ベストテン、ちょっと詳しい順位は今、手元にはございませんが、ベストテンに入っているところ——ベストテンといいますか、ワーストテンのほうに入っているところでございます。早急な建てかえを検討してまいりたいと思っております。

○外山委員 東北の震災見ても何が起こるかわからないんでね。県庁も古いですよ。県庁も含めて、そういう公共の施設はある程度の整備が必要かなと思っておりますので、また本部長も随時提出をしていただけると……。

○**根本警務部長** 失礼いたしました。ちょっと補足させていただきます。都城警察署、日南警察署、これにつきましては、現時点、平成22年度末で全国で都城が3番目に古い、日南が6番目に古いとなっておりますが、えびの警察署については21番目でございます。ただ、えびの署につきましては、耐震の関係で非常に危ない施設であると、補強工事も困難であるということで、古さは3つの署では3番目でございますが、できましたら、耐震の関係でえびの署をまず手をつけたいと思っているところでございます。

○**上久保生活安全部長** ヘリコプターの年間の運用の経費ですけれども、詳細には資料を持ってきてないですけれども、約2,000万かかっています。これは、燃料と整備費でございますが、このほかに航空機につきましては、毎年一回ずつの航空局の検査を受けるということ等、点検が入るものですから、年間、通常の業務で使う経費としては約2,000万というところでございます。以上でございます。

○**中野委員** 警察庁舎の関連で質問いたしますが、いわゆるワーストテンに2つ、また耐震上でえびのがということで、近く、建てかえというお話を伺いましたが、その財源ですよ、国が2分の1ということで書いてあるんですが、上のこの数字ですよ、県債が1億7,100万と書いてあるんですが、県債ということは、県の支出になると思うんですよ。また、一般財源のほうにも書いてあって、2分の1というのは1億5,718万円になると思うんですけど、国がどの時点で半分、この数字の中の——国が半分という数字にならんと思うんですよ。

○**根本警務部長** 御指摘のとおり、国は半分、国庫で負担することになってはおりますが、国は国で基準がございます。その基準に基づく半

分ということになりますので、その余の、県で整備するに当たって必要と思われる分で国の基準の範囲に入らないものにつきましては、県費のほうで見るという形になります。

○**中野委員** いわゆるワーストテンに2つ入る状態で、いわゆる建てかえがずっと今まで進んでいなかったという裏返しになると思うんですよ。いわゆる今まで建てかえができなかったというのは、国の基準で半分だけれども、実際は、それ以上にお金がかかってしまって、なかなか県費が都合つかなくて、こんなワーストテンに2つの署が入るぐらいの、建てかえが遅い状況になっていたということになるんでしょうか。

○**根本警務部長** 古い警察署、御指摘のようにありますが、日向警察署より優先して整備しなければならない施設がほかにあったこと、及びいわゆる箱物凍結の方針等、県の財政事情により建設が多少おくられているという状況が見られたところでございます。

○**後藤副委員長** 1点よろしいでしょうか。歳出予算説明資料の338ページでございます。交通安全施設整備事業に要する経費ということで、今回、バリアフリー型の安全ということで、実は、非常に需要と申しますか、要望の多い道路標識等々あるんですが、今後、災害対策強化事業、これを優先というか、重要視されてくるわけでございますが、考え方として、各補正、9月、11月とか3月、来年の当初予算におきましては、ある程度、本部としての災害、一つ大きなくくりとした提案等々が出せるんじゃないか、今後の災害対策のいろんな、大変、皆さん方には御尽力いただいている部門での今回のこういった災害対策、これはかなり優先度高いと思っておりますので、どのような考えで今後予算化

されていくのかというのをちょっと御説明いただきたいと思います。

○鶴見警察本部長 確かに、副委員長がおっしゃるように、災害が、3・11以来喫緊の、緊急の課題でございます。当県におきましては、これまで計画的に、災害装備資機材につきましては、補充を続けてまいりました。また、今、災害警備計画等も見直しということもございまして、そういったことも勘案しながら、必要なものはやはり要求をしていくというような姿勢で検討等を重ねてまいりたいと考えております。

○井上委員 健康管理支援システムの整備事業のことでちょっとお尋ねしたいんですけれども、なかなかいいシステムだとは思いますが、これは、個人といいますか、本人自身はこれにアクセスして、自分のものを見ることができるようになっているのでしょうか。

結局、活用方法というのは、一元化したものをどこが管理して、見て、そして、各個人は、自分の健康状態のことについて、どうやってアクセスできるのかというのを知りたいんですけれど。

○根本警務部長 これは、一括管理、本部でいたしますが、システムに個人はアクセスできません。ただ、その状況をきちんと本部のほうで管理して、本人にフィードバックはして、健康管理につなげていくという形になります。

○井上委員 自己管理というのは、できそうできないものの一つではあるんですが、うつ病の方もメンタルヘルスの問題とかもいろいろあり、自分の健康データみたいなものが自分でアクセスして確認ができるということについてはそこまでは——だから、あなたはちょっと気をつけてくださいねというのは、どこがどんなふうにこれを活用して出すのかというのがちょっと

とわからないんですけど。

○根本警務部長 健康診断結果でいろいろ項目別に数値が出ますが、その数値に異常等ございましたら、その数値及び精密検査を要しますというような通知文書、それを各人に送付すると、交付するという形になっております。

○井上委員 十分……。

○根本警務部長 ちょっと補足させていただきます。

そのシステムをもとに、健康管理個人表というものをつくってございまして、それを活用して、職員の健康の保持増進と、職場における労働安全を図っていくということにしておりますが、健康管理の係、これを1名増強いたしまして、その健康管理個人表に基づいて健康管理指導をしていくという形にしております。

○井上委員 先ほどちょっと後藤副委員長からもありましたが、「安全で人にやさしい信号機」等の関係なんですけれども、このことも含めてそうですけれども、よく御要望をいただくのは、信号機の設置のことについては、私どももよくお話があるわけですが、この信号機の設置の順序、順番と言ったらおかしいんですけれども、余りにも細かく信号機のあるところと、本来、ここにあつたらいいなと思うところに信号機がなかったりということがあられるわけですが、それについての整合性というか、予算執行の仕方というか、それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○長友交通部長 ちなみに、ことしの6月20日現在の警察本部のほうで把握しております要望数が497カ所。それにつきまして、それぞれ交通事故の発生状況、交通量、そして通学路等の子供たちの移動の有無、あるいは住民からの要望の程度等々を勘案しまして、その必要性、特に

緊急性等々をまず検討いたしまして設置するという形になっております。

この設置に関しましては、警察本部の交通規制課長以下担当する幹部、それと警察署の交通関係の幹部、場合によりましては、住民等々も立ち会っていただきまして、その必要性を検討いたしまして、対応するという事になっております。

○井上委員 一回設置した信号機の取り外しというのはなかなか難しいですよ。ですから、そのこともあって、非常に細かいところで信号機が重なったようにあるところもあったり、より一層そのことで交通渋滞の可能性というのが出てきたりとかですね。ですから、やはりちょっと状況を、一度つけた信号機は多分外せないんだと思うんですよ。ですから、そこを含めて、ちょっと検討をいただけるといいのかなと、今、言われたことはよくわかるんですが、ですから、本当に交通の量との関係とか含めて精査していただけたらというふうに思っております。

もう一つ、災害の関係のところの備蓄なんですけど、備蓄されている食料というのは、大体何年更新でされているようなものなんですか。

○日高警備部長 備蓄につきましては、広域緊急援助隊というのが阪神大震災後に全国つくられて、それで県の壁は乗り越えて、その部隊を、今回もそうですけれども、大震災に行かせておりますけれども、これが一番最初に派遣するときに、食料は、警備部隊については、3日間の自給自足でやると、それと交通部隊は、ちょっと長くて1週間、この分の備蓄をみんな自給自足でなさいます。今回は、往復に1週間かかっておりますので、ちょっとそこら辺も今後は考えないかなのかなという気がしておりますけれども、とにかく3日間と1週間、これは確実に

備蓄しなさいと。これは、県内においても、警察署にもそういうことで備蓄をさせております。

ですから、今回は、そういうことで往復に時間を要するものですから、一たん警察署の分も引き揚げて、そして出動した部隊に持たせて、向こうで自給自足を10日間ほどするとか、2週間ほどするというようなことでしております。ですから、備蓄については、3日間から1週間の備蓄を考えてやっておるところです。

それと、保存ですけれども、これは3年から5年ぐらいの期限がありますので、そこで更新をして、予算措置をしていただいておりますところでもあります。

○井上委員 大体、金額ベースだとどのくらいになるんですか。

○日高警備部長 今回、要求しておりますのが350万程度ですね。

○井上委員 350万……。ありがとうございます。

○横田委員 今回の東日本大震災でもそうですし、昨年の中東呼吸器感染症でもそうだと思うんですけど、警察の活動範囲というのが非常に広がっているんじゃないかと思うんですね。さらに激務になっているんじゃないかと思えます。そういった中で、職員・警察官の健康管理というのは非常に大事になってくると思えます。そういった意味で、健康管理支援システムを整備していかれるというのは、非常にありがたいことだと思っております。

ちなみに伺いますけど、現時点で、過労などによる疾病とか、うつ病などの精神疾患とかに陥っている割合というのは、どれぐらいあるものなんでしょうか。

○根本警務部長 県警では、健康管理で指導の種類を決めておまして、それによって指導区

分というのを定めております。それにつきましては、要休業、要軽業、軽業にも種類を設けてありますが、その健康指導区分者の比率につきましては、警察本部勤務員が約2.2%、警察署では約2.0%となっております。健康管理区分指定、これが75名健康管理の区分指定をしてございまして、これは昨年と比べますと、11人減少している状況でございます。内訳として75名のうち、メンタル的な区分指定が26人と、そういう状況になっております。

○**横田委員** その数字というのは、過去から見たときに増加傾向にあるのか、そうでないのか、そこはいかがでしょうか。

○**根本警務部長** 管理指導の関係につきましては、増加傾向というふうになっております。

○**横田委員** 本当に激務が続いているんだろうと思いますが、それは裏返えして考えれば、県民の大きな期待がそこにあるというふうに思います。警察官は、県としての大事な大事な財産でありますので、できるだけ、そういう疾患とかにかからないようにシステムを充実させていただいて、病気の早期発見とか未然防止に、引き続き取り組んでいただければと思います。頑張ってください。

○**有岡委員** 基本的なことを3点お尋ねしたいと思いますが、教えていただきたいと思います。備品台帳というのがございますが、備品購入費が今回計上してありますが、一括管理されているのか、それとも各署ごとに管理していらっしゃるのか、その点をまず1点お尋ねしたいと思います。

それと、ヘリコプターの「あおしま」ですか、こういったものを整備点検するというところで伺っておりますが、緊急性を必要とする部分ですので、どれぐらいの日にちで、また、どこで

こういった整備をしていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

それともう一点、3点目ですが、先ほど災害対策ということで具体的な備品購入等がありましたけれども、大規模災害時にこれが使えないということでは困ると思うんですね。そういった意味で、こういったチェーンソーとかそういったもの、また備蓄される非常食もそうですが、実際に非常時に使える状況、もしくは搬出ができる、そういった備蓄の体制ができているのかどうか、そこら辺を3点お尋ねいたします。

○**根本警務部長** まず、1点目の備品の管理でございますが、これは各署、各本部ごとに、所属ごとに台帳をつくりまして、管理をしているところでございます。

備品の今の関係でちょっと補足させていただきますと、備品には国有のものと県の備品のものとございまして、国有のものにつきましては、本部で一括という形になっております。

○**上久保生活安全部長** お尋ねのありましたヘリコプターと舟艇の関係でございますけれども、車と一緒に年間点検等必要なものですが、まず、ヘリコプターの関係は、点検につきましては、1カ月程度かかります。その間、突発事案等があった場合は、隣接県間に対する応援要請、これをやって対応することとしております。

警備艇につきましては、1週間程度のドック入り、これで検査をやるということで、これの代替措置はちょっとあり得ないんですけれども、一応、この期間についてももしっかり対応していきたいと考えております。以上でございます。

○**有岡委員** 今、どこで整備しているかということ。

○**上久保生活安全部長** まず、ヘリコプターの整備関係でございますけれども、これは整備に

については、入札する関係で大阪、名古屋、仙台、
こういう受注する業者、それぞれなものですから、
そこによって場所が違うということになります。
以上でございます。

○日高警備部長 最初が災害用の装備資機材、
これが使えるときにもっと使えるのかということ
ですけれども、これにつきましては、3月に
大きな異動がありますので、4月、5月、梅雨
に入る前に、各警察署に機動隊が専門で行って
おりますので、指導員を派遣して、隊長以下で
すね。そして、警察署のほうの部隊ともその資
機材を全部出して訓練をする。それから、県の
防災訓練がありますので、このときにもそうい
う資機材を使って、訓練をすると、それから各
市町村が個別に訓練をしますので、そこにも警
察署の部隊は積極的に参加して、そのときに資
機材を使うと、そして、技術の向上も図るとい
うことでしております。ですから、非常時に使
えるように、点検等もしております。

それから、非常食等の備蓄の関係ですけれど
も、これ、ちょっと先ほど言いましたけれども、
警察署にも各警察署で備蓄をさせております。
それから、機動隊のほうにも保管庫をリースし
て、そこに保存をしております。それで3年か
ら5年の賞味期限等ありますから、そこで、順
次更新をして、いつでもそれを持ち出せるよう
に、今回の東北のように、大きいところであつ
たり、非常に派遣に日数がかかるというような
ときには、支障のないところからその備蓄を集
めて、そして、部隊に帯同させていかせるとい
うふうにしております。以上です。

○有岡委員 ありがとうございます。

○河野委員長 ほかにございませんか。

では、ないようですので、次に、報告事項に
関する説明を求めます。

○根本警務部長 平成23年6月定例県議会提出
報告書の損害賠償額を定めたことについて御説
明いたします。

お手元の「平成23年6月定例県議会提出報告
書」の4ページをごらんいただきたいと思いま
す。上から4番目と6番目の事案でございます。

4番目の事案は、宮崎南警察署の警察官が、
公用バイクを運転中、対向車両に気をとられて
わき見をしたため、信号交差点手前で停車中の
車両に追突した交通事故であります。相手方車
両の修理費用として、7万1,190円を損害賠償金
として県費で支払ったものでございます。

6番目の事案は、本部会計課の技術職員が、
国道わき駐車帯に公用車両を停車して出先での
業務終了報告をした後、後方の安全確認を十分
しないまま、車両を国道上に流入させたため、
後方から進行してきた相手方車両がこれを避け
ようとして対向車線にはみ出して、対向してき
たトラックにドアミラーを接触させた交通事故
であります。トラックに損傷はなく、相手方車
両の修理費用として3万6,991円を損害賠償金と
して県費で支払っております。

次に、「平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算
書」につきまして御説明いたします。

今、ごらんいただいている報告書の19ペー
ジをお開きください。警察本部の平成22年度の繰
越明許費は、警察施設維持管理事業2,831万8,000
円、宮崎運転免許センター庁舎有効活用事
業6,724万1,000円の2件でございます。警察施
設維持管理事業は、警察署職員宿舍、独身寮、
交番・駐在所等の警察施設の屋根や外壁改修工
事等を行うものであります。

また、宮崎運転免許センター庁舎有効活用事
業については、現在、運転免許センターと、運
転免許試験場を統合した総合自動車運転免許セ

センターの庁舎を建設整備中でありまして、平成24年1月からは完成後の新センターで運転免許業務を開始する予定であります。

新センターでの業務開始後は、現在の運転免許センター庁舎に交通機動隊と特別機動警察隊を移転させるため、改修工事を行うものであります。

この2件につきましては、平成22年度の国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に係る補正予算で措置されました「地域活性化・きめ細かな交付金」を活用し、県内の経済・雇用対策に資する事業として、本年1月臨時議会で補正措置されたものであります。

しかし、平成22年度内では工期が不足しましたことから、予算の繰り越しの承認をいただき、いずれも、平成23年度に予算を繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして報告するものであります。

以上で、公安委員会関係につきまして説明を終わります。

○河野委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、最後にその他、何かございませんか。

○中野委員 大雨が続いて、特に、えびの地方は記録的な雨が続いているんですが、この雨のときの、ちょっと気づいたというか、2点ほどあるんですが、京町地区が何回も冠水しますよね。そのたびに、国道が通行どめになって、警察の方がずっと車両を持ち込んで、交通指導をされておられるんですが、えびの市は、御案内のとおり、小規模の警察署ですよね。それで、

この対応というのは、署だけで対応されているのかどうか、そういうことを想定されて、機動隊等が来られて応援体制を組んでいらっしゃるのかどうか、余りにも規制が多くて、大変だろうなと思っているんですけども、いかがだったんでしょうか。

○日高警備部長 今、言われましたように、川内川の関係だろうと思いますけれども、あそこがそんな状態にあるときには、本部のほうでも機動隊、それから管区機動隊というのがありますので、これを待機させて、必要があれば、えびの署のほうに派遣をするということにしております。

○中野委員 それで、今回も派遣されたんでしょうか。

○日高警備部長 今回は、派遣しておりませんでした。

○中野委員 関連して、この交通規制ですけれども、いわゆる高速道路、特に、えびの一人吉間がすぐ通行どめになるんですよね。それでかなりの渋滞が起きていると、それで、一般国道のえびの一人吉間は、規制されていないから通られるんですよね。どっちもすべてが規制されておれば、もともと車は動かないだろうと思うんですけども、なぜ、一般道が、同じ加久藤越えで規制がされてないのに、高速道路がすぐに規制になるのか、その規制についての基準というか、それは警察との関係もあるんでしょうか。独自にされているのか、どこが規制されるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○長友交通部長 原則といたしまして、道路法に基づきまして、道路管理者が区間を定めて、交通規制ができるようになっております。

警察につきましては、それぞれ公安委員会の規制、そして警察署長による規制、そして、現

場の警察官による緊急の場合の規制というのがありますが、原則は、道路管理者である、今回の場合は高速道路ですから、ネクスコだと思っておりますが、そちらのほうの規制が重点になってまいります。

それと、警察との間で協議する規定はございませんが、先ほど委員がおっしゃいましたように、それに伴って、渋滞とかあるいは交通の危険、あるいは現場のトラブル等々が懸念されますので、警察と管理者との連携をとって、いろいろと交通整理、規制等々も警察も絡んでおるといのが実態でございます。

○中野委員 今回は、高速道路のほう規制が厳しいんでしょうかね。しょっちゅう規制、規制で通行どめだったんですが、それと、昔は、一般国道の加久藤越えは、しょっちゅう冬場は凍結で、規制が多かったんですよね。今回は、全く一回も通行どめになった記憶がなかったんですけれども、あれは通れたのに、高速はいつも規制、規制なんですよね。

○長友交通部長 高速道路と申しますと、非常に高速で走る関係もありまして、降雨量に基準がございます、一定の降雨量以上の雨量があれば、管理者に基づいての交通規制をやるということで、一般道路よりは厳しい状況があるということになります。

○有岡委員 1点お尋ねいたしますが、8月1日施行になっております暴力団排除条例の件でお尋ねしたいと思いますのですが、これは当初予算で737万9,000円ほど予算を組みまして、こういった対策の推進ということで予算化してあるんですが、この条例の施行に当たっての準備は、各市町村との連携もあるでしょうし、周知徹底も必要だと思うんですが、そこら辺の今後の計画を教えてくださいたいと思います。

○椎葉刑事部長 8月1日施行の条例でございますが、現在、それに向けて所要の準備をしているところであります。一番大事な県民への周知徹底でございますけれども、予算をとっておりまして、現在、ポスターが約6,000枚、それからチラシが6万枚、リーフレット4万枚、のぼり旗100枚等々の物を現在、既に各警察署等に配付済みでございます。それから、テレビ・ラジオ等のいわゆるスポット放送ですね、これについても6月、7月で行うことで現在お願いがしてあります。

なお、来月の7月26日に、市民プラザにおきまして、宮崎県暴力団排除県民総決起大会を一応計画してございまして、一応、今のところ、知事、県議会議長等々も御出席いただきまして、県民に広くアピールするという行事を現在計画中でございます。

○後藤副委員長 済みません。ちょっとお願いといたしますか、応援方お願いしたいんですが、実は、部長は御存じですが、延岡在住の方はわかるんですけど、一応、県内で繁華街、歓楽街と言われるニシタチ、都城の牟田、そして延岡に船倉区というのがございまして、以前から非常にいろんな事件が起こっておりまして、区が防犯カメラを設置したいというのを決めておりまして、この助成については、商工サイドのほうから商店街振興ということで出てございまして、ただ、犯罪抑止等々では非常に効果があるという判断をしております、今回の市議会で当然、要望が出ます。ぜひ、警察本部のほうから延岡署等を通じましてバックアップのほう、よろしくをお願いをしておきます。

可視化等という面で非常に社会的な問題も発生しておりますので、防犯カメラ設置は、非常に効果があるということで、一応、警察サイド

のほうから御支援賜ればありがたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○上久保生活安全部長 委員のほうから言われましたけれども、県内の情勢を若干説明しますと、平成14年に過去、戦後最多の刑法犯が1万7千余発生いたしました。15年から犯罪総合対策を推進しまして、昨年まで、昨年が8,750件、ピーク時の14年からしますと半減いたしました。しかし、今も犯罪の抑止対策、一生懸命やっておりますけれども、もう下げを打っておる状態のところのような感じも中にあります。

そういう中で、警察といたしましては、やはり重層的な防犯ネットワークの構築、さらに地域社会の連帯、絆の強化、これを一生懸命やっておりますけれども、やはりそういう中で、委員の言われました防犯カメラの効果というのは相当なものがあると思っております。そういうことで、警察のほうもいろんなところで防犯カメラの効果等——設置の働きかけを行っておりますので、そういう意味で、関係機関・団体連携しながら、地域の安全を確保するためにやっていきたいと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

○河野委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時6分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行うこととなりましたので、よろしく願いしま

す。

それでは、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、局長の説明を求めます。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしく願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、1件御報告をさせていただきます。

先般の常任委員会におきまして、5月28日に美郷町におきまして緑のダム造成事業の記念の植樹祭を開催する予定である旨お知らせしておりましたけれども、当日は台風2号が接近しておりまして、悪天候のため中止をいたしました。今後また適当な時期を見ながら開催を検討していきたいと考えております。

それでは、企業局の提出議案等について説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次がございます。これをごらんください。本日の説明は、提出議案関係が1件、提出報告書関係が2件、その他報告事項が2件、合計5件でございます。

まず、Ⅰの提出議案関係につきましては、議案第4号「平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」でございます。今回の補正は、口蹄疫復興対策事業の一つといたしまして県土整備部が実施します渡川ダム及び松尾ダムの堆積土砂除去工事に係るアロケに基づく企業局負担分の経費を予算に計上しているものでございます。

次に、Ⅱの提出報告書関係でございますが、「平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」及び「平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書」の2

件でございます。これらは、平成22年度予算に計上したものでございまして、年度内に支払い義務が生じなかったため、翌年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令第18条の2の規定により報告するものでございます。

最後に、Ⅲのその他報告事項につきましては、太陽光発電設備を一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に整備しまして、ことしの2月から運転しておりますけれども、この発電状況について、それから、2つ目が発電所親子探検ツアー、これは、ことしの5月14日、岩瀬川発電所において実施したものでございますけれども、これについて、この2件でございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○河野委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○吉田総務課長 それでは、委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号「平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」でございます。

1の補正の理由でございますが、県土整備部がダム管理者として実施いたします渡川ダム及び松尾ダムの堆積土砂除去工事につきまして、多目的ダム工事費の一部を負担しております企業局におきましても、工事に伴う修繕費の増額補正を行うものでございます。

2の補正額の（1）の収益的収入及び支出の表をごらんいただきたいと思います。補正いたしますのは事業費でございまして、補正予定額は3,382万6,000円であり、全額、営業費用のうち修繕費でございます。この結果、表の一番

下の収支残の計は2億4,863万1,000円となります。

3の工事費でございます。渡川ダムや松尾ダムのような多目的ダムにつきましては、利水事業者が建設費等の経費を負担することとなっております。その負担割合は国が定めた計算方法等に基づき算出されております。これをコストアロケーション率と言っておりますが、渡川ダムについては57.7%、松尾ダムにつきましては50%となっております。それぞれの工事費にその割合を掛けた額が企業局の負担分となります。合計で3,382万6,000円となりますので、この額を増額補正するものでございます。

議案第4号につきましては以上でございます。

○河野委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○吉田総務課長 次に、予算繰り越しについて御説明いたしたいと思います。

お手元の平成23年6月定例県議会提出報告書の25ページ、別紙5というインデックスがついているところでございます。これは、ダム管理者であります県土整備部が実施しておりますダム施設整備事業につきまして、祝子ダムと岩瀬ダムの2カ所において改良工事を行うものであります。工法の検討や関係機関との調整に不測の期間を要しましたため、予算の繰り越しを行う必要が生じました。そのため、事業費の一部を負担している企業局でも繰り越しを行ったものであります。繰越額は、予算計上額3,797万7,138円から支払い義務発生額1,351万3,651円を差し引いた2,446万3,487円を平成23年度に繰

り越したものであります。工事の完了は24年3月を予定しております。

予算の繰り越しにつきましては以上でございます。

続きまして、同じ資料の27ページ、別紙6というインデックスのついているところを見ていただきたいと思います。平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書でございます。繰り越しを行いましたのは祝子ダムマイクロ水力発電設備設置工事で、予算計上額1,000万円から支払い義務発生額677万8,000円を差し引きました322万2,000円を平成23年度に繰り越したものでございます。

申しわけございませんが、資料の2ページを見ていただけますでしょうか。工事の概要等でございます。この工事は、祝子ダムの維持流量を利用した最大出力33キロワットのマイクロ水力発電設備を設置するもので、水車発電機等の設計・製作に10カ月を要しますことから、単年度での施工は困難ということで、平成22年度から23年度の2カ年度の継続費を設定したものでございます。下の右の写真にありますように、現在は発電所の建屋が完成しておりまして、水車発電機器の製作などを進めている段階でございます。平成24年1月末の完成を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○河野委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はございませんか。

○井上委員 祝子ダムのマイクロ水力発電設備は、もちろんまだ完成していないわけだからあれですけども、目標発電電力量というのは大体どのくらいなんですか。

○本田工務課長 約20万キロワットアワーでござ

います。一般家庭に直しますと57世帯分ぐらいの1年分の量でございます。

○河野委員長 ほかはよろしいでしょうか。

なければ、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○本田工務課長 委員会資料の3ページをごらんください。太陽光発電設備の発電状況について御説明いたします。

まず、1の事業概要でございます。企業局におきまして、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの普及促進を図ることを目的といたしまして、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に太陽光発電設備を設置したところであります。

2の設備内容でございますが、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設駐車場に、7,367万9,000円をかけまして太陽光発電設備を設置し、平成23年2月9日から運転を開始しております。規模といたしましては、最大出力90キロワットで、年間の目標発電電力量は10万8,000キロワットアワーでありまして、これは一般家庭における年間消費電力量の約30世帯分に相当する量であります。

3の発電実績であります。発電電力量は、合計で4万1,369キロワットアワーとなりまして、目標比でございますが、113.2%の実績となっております。また、来場者にわかりやすく周知をするために、右下の写真にあります発電状況表示装置をクラブハウスのロビーに設置しまして、太陽光発電の発電量等の情報をリアルタイムで表示をしております。

次に、委員会資料の4ページをごらんください。発電所親子探検ツアーについて御説明いたします。

1の目的にありますように、発電所親子探検

ツアーは、企業局の事業を県民にわかりやすく伝えるとともに、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電所の仕組みやダム役割についての理解を深めまして、環境保全教育及び啓発に努めることを目的として実施しているものであります。また、このツアーは平成11年度から実施しておりまして、今回で20回目を数え、延べの見学者は1,108名となっております。

2の実施概要にありますように、今年度の第1回目としまして、5月14日に岩瀬川発電所及び岩瀬ダムにおきまして開催をしまして、47名に参加していただいたところでございます。当日の写真を載せておりますけれども、発電所やダムの見学とあわせまして、参加者に川への親しみを持ってもらうため、アユの放流も行いまして、子供たちの喜ぶ声と姿が多く見られまして、好評のうちに終了することができました。ことしの第2回目としまして、7月に木城町の石河内第一発電所において実施することとしておりまして、今後とも、企業局の理解をより深めてもらえるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野委員長 2項目の報告事項がありました。が、質疑はございませんか。

○中野委員 ちょっとわけがわからん質問をしますが、勉強のつもりで質問いたします。教えてください。今の報告の1番目の太陽光発電の設備の件ですが、これは総事業費が7,367万9,000円かかったということですか。

○本田工務課長 総工事費で7,367万9,000円かかったということです。

○中野委員 ちょっと休憩していただきたい。ぐちゃぐちゃ質問しますので、休憩の中で教えてもらって。

○河野委員長 暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時24分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

○中野委員 報告事項の祝子ダムのこととその他報告事項で説明された太陽光発電の設備、この発電の量とか要った経費とか、それからの年間の電力量とか、その恩恵に浴する世帯数とか、その金額と実際の発電量の比較というものがよくわからないんですが、その辺のことを比較しながら説明していただきたいと思います。

○本田工務課長 まず、年間の発電電力量のことから御説明いたします。太陽光と水力を比べた場合、太陽光は発電できるのが昼しかできない、夜は発電できないというのがあります。水力の場合は、祝子ダムのマイクロ水力といいますが、ダムの直下で常時、24時間365日ずっと水を流しているやつに発電機をつけるということで、発電の時間が全然違っていて、それを比べますと、設備利用率といいますけれども、太陽光は14%ぐらいであります。最大出力でずっと運転できるかどうかというところの全体を分母に持ってきまして発生電力量を分子に持ってきますと、全体の14%ぐらいしか太陽光は発電しません。が、マイクロ水力発電になりますと、常時水を流していますので、点検とか事故とかでとめるとき以外はずっと運転しておりますので、設備の利用率といいますと80%ぐらいに上がってまいります。同じ出力で比較しましても、14%と80%でございますので、5倍から6倍、水力発電所のほうが発生電力量が多いし、売る電気も多いということになります。ですから、発生電力量が違うと。マイクロ水力のほうは33キロワットだけれども、たくさん出るとい

うこととなります。

○中野委員 わかりました。かかる事業費との関係にすれば、どちらのほうが効率がいいということになるんですか。

○本田工務課長 事業費で見ますと、マイクロ水力発電所のほうがたくさんお金がかかっているわけでございますけれども、この費用を見ますと、水車発電機の費用が少し高く、全体の8割ぐらいを占めるというものでございます。水車と発電機の費用が8割、あとの2割ぐらいが建屋の建築とか配管する管工事とか、そういうふうになっております。太陽光のほうは、パネルを買ってきて設置するだけということで、ちょっと高いのは、駐車場を利用したために、架台等が2,300万円ぐらいこの費用の中でかかっております。トータルで見ると、太陽光は何年ぐらいもつかといいますと、通常20数年ぐらいはもつというふうに言われておりますが、水車発電機のほうは、少し高いんですけれども、一般的には30年ぐらいまでは大きなお金を投資しなくても使える。そこでもう一回改良工事をすればまた30年ぐらい同じ設備が使えるということで、全体から見ますと水力発電所のほうが有利だと思っております。

○中野委員 水力発電はどこでもここでもつくりができんという難点と、それから、今あるダムを利用して、わき水を利用してつくるということで、こういうコストになっているんだと思いますので、あちこちつくりはできんという難点があります。太陽光は、コスト高に見えて年数も短いですが、広場さえあればどこでもつくりがなるということになります。今、一生懸命、自然エネルギーをとということで太陽光発電が非常にクローズアップされております。我々一般人としてどれをどんなふうを選択して

——原発については非常に恐ろしさを今度覚えて、我が党も過去に政権政党であったということから、原子力発電をやってきた経過があって、我々も技術とかいろんなものをうのみにして、決定する場面におったことは過去ないんだけど、一国民として、そんなものかと思って容認はしてきましたが、今までどおりでいいのかなという気は今しております。将来のエネルギーのことを含めた場合に、どんな判断をすればいいかという結論は自分自身もまだ出しておりませんが、どこかではいろいろ判断せにやいかん時期があると思うんです。そうした場合に、これから先のエネルギーを考えた場合、生活水準を落とせば可能な面もあるかもしれませんが、この2つ、今、明らかにしたこれを比べても、太陽光、太陽光と言うけれども、非常に難点があって、太陽光も私は前から疑問に思うけど、つくっている施設も、もとは油か何か知らんけれども、プラスチックみたいな容器ですね。それと、何とかマグネシウムかカリウムか知らんけど、あれになったりして。後の処分の問題やらあったりして、どうしたらいいのかわかんことなだけで、そういう中でこういうものを今進めていращやいます。今もやもやとした悩みであるものを、参考になる御説明はいただけないものでしょうか。

○相葉技監 今、東北のほうの大震災の関係で原子力を含めて話題になっておりますけれども、原子力自体も、先ほど工務課長が言いましたが、設備利用率といいまして、原子力も24時間365日発電をしているということで、利用率が大体80%ぐらいでございます。ですから、年間の我々の消費電力量を賄うということは、太陽光が取ってかわるということは非常に難しいのかなと考えております。

ただし、太陽光といいますのは、先ほど委員がおっしゃいましたように、簡単にいろんな場所で作れるというのがございます。太陽光のいい点と申しますのは、今、夏場の最大電力というのが問題になっておりますけれども、消費電力の最大のときに発電できるような設備を有しておかなきゃいけないというのがございまして、それにつきましては、最大電力が出るのが8月でございます。しかも一番暑い時期でございますので、そういったときに太陽光発電がもしたくさんあれば、最大電力に対して抑える効果はあるというのがございますので、太陽光発電を今後普及していくという意味では、そういった設備の利用の効率化につなげられる。ただし、年間の消費電力量に取ってかわる、原子力に取ってかわるといいますと、相当量の太陽光発電を普及させなければいけないというのがございますので、これは非常に難しいかなというふうに考えております。

○井上委員 私は今の答弁は納得できないんです。企業局って何ですかということなんです。企業局は何をするところですかと。企業局の仕事の中に電気事業を持っている。決して企業局はイコール電力会社ではないわけです。そこを認識していただきたいというふうに私は思います。ですから、企業局が、宮崎県もそうですけれども、九州全体の電気を賄うとかそういう状況ではないわけです。そういうことではない。ですから、私は中野委員とちょっと似ているところがあるんですけど、採算性ということとかも検討していただきたいということと、もう一つは、改めて企業局が今まで何をしてきたかということが県民の皆さんにはよくわかっていただけたらと思うんです。逆に言えば、太陽光発電を執着もし、やってきた企業局のありようとい

うのが今こそ県民の皆さんにわかっていただけるのではないかと。だから、企業局が出している事業の中に、「企業局ホール開放事業～ふれあいスペースをめざして」というのも生きるし、それから、『来て！見て！体感』企業局施設見学ツアー」、これも生きると思うんです。それと、子供たちと一緒に「発電所親子探検ツアー」、これもすごくいいと思うんです。先ほど出ました原子力発電所の問題を含めて、改めて自分たちの生活を見直すという点でいえば、節電も含めてですけども、暮らし方、働き方をどうしていったらいいかということ、今、物すごく宮崎県民だけでなく国民全体で考えていこうとしている時期だから、すごくいいと思うんです。

先ほど中野委員からもあったんですけども、売電率とかを考えると、これは本当にペイできるものなのかどうかというのが、私としては納得がいかないところが幾つかあるわけです。ただ、太陽光に関して言えば、いろんな意味で自然エネルギーとの関係、そういう啓発の面でも大きな力はあると思うんですけども、電力会社ではないのに、余りにも多額のお金を使ってそっちまでシフトしていくところ、ちょっと心配があるんですけど、そこあたりはどのようにお考えか。私はできたら局長にそのお考えをお聞きしたいんです。

○濱砂企業局長 今回の原発事故を契機としまして、エネルギー政策が大きく転換するか、国家でそういう見直しが必要なものだと思います。我がほうにもその影響が及ぶと思うんです。原発は、先ほど申しましたように、発電効率としては80%ぐらいあるので、非常にコストが安い。一たん動き出せば非常に安い。だから、一番ベースの安定した電力の供給源として非常に有効だと、これは将来的にもそうだと思います。ただ、

一たん今回みたいな事故があると大変なコストがかかるということで、そこでいろいろ問題が起きているわけでございますけれども、それをどういうふうに転換するかといった場合に、今、再生可能エネルギーというものがいろいろ言われているわけで、それは水力もありますし、太陽光もあります。バイオマス、地熱、風力、いろいろあります。今、国会に出ています全量買い取り制度等ありますけれども、今の5つのやつを再生可能エネルギーとして買い取り対象にしているわけでありまして。

そういう中で、どれも一長一短あるわけです。例えば風力は、年間通じて5メートルないし7メートルの風が安定して吹いとかなとなかなかうまく発電できません。地熱につきましては、宮崎県にも火山はありますが、地熱源はあるけれども、1,500メートルとか2,000メートルとか深く掘らにゃいかん。非常にコストがかかる。それから、大体国立公園の中にありますから、景観の問題、あるいは、近くに温泉があって温泉がかけるといふ例もありまして、これもいろいろ問題がある。太陽光は、さっきありましたように、発電効率が14%ぐらいで非常に悪いということで、それぞれ一長一短あるわけで、全体をいかにうまく需要の変動に応じて発電の源をバランスよく配置するかと。原子力が幾らとか水力が幾らという話だと思ふんです。そういう中で、いろいろこれから見直しとか制度の創設がなされると思ふんですが、私たち企業局は、昭和13年から水力発電を河川総合開発事業としてやってきたわけで、非常に大きな技術力を蓄積しておるわけでありまして。そういう中で最近、マイクロ水力とか、無駄に使っている水があれば、それを少しでもエネルギー転換しようという発想でございます。こういう時代背景もあり

ますし、我々としては公営企業としてそれにこたえていく責任がある。そういう意味で、やれるものはどんどんやっっていこうということでございます。

採算につきましては、稼働しましてから毎年何百万か収入がありますが、初期投資を単純にそれで割れば17年ということになるわけですが、一方では、やっぱり減価償却するわけです。減価償却で毎年ため込んでいくわけです。払うけれども、ため込んでいくわけです。しかも、それは、点検とか施設の改良とかやっっていけば、ずっとこれから先、長期にわたって企業局の重要な収入源にもなるということでございますので、これは私たちとしては事情が許す限りは積極的に投資していきたいと考えております。

○井上委員 祝子ダムのマイクロ水力のほうは全部を売電ですよ。そして、一方の太陽光発電のほうの一ツ瀬、これはあそこにも使わせているんですか。

○濱砂企業局長 マイクロは、おっしゃるとおり、ほとんど全部売電でありまして、一ツ瀬のほうの太陽光は、あそこにはレストランがありますが、あそこで半分ぐらい使いまして残りの半分を売ると、大体そういう見込みになっています。

○井上委員 一応の見込みとして、年間目標発電電力量が水力のほうは大体20万です。これで今の売電率を掛けると幾らですか。私は、議場では12円と聞いたんですけど。

○新穂経営企画監 一ツ瀬のほうの売電料金は、国の太陽光の余剰買い取り制度が適用されていまして、1キロワットアワー24円で売っております。

○井上委員 これを掛け算して、ペイできるよ

うになるのに、先ほど局長が言われるには17～18年かかるとおっしゃったわけですけど。

○濱砂企業局長 マイクロ水力発電は単純に計算しますと17年、同じような計算でいきますと一ツ瀬の太陽光は22年と見ています。

○井上委員 太陽光のほうは、そのころにはまた設備をかえないといけないような状況になっていくわけです。私は、一般財源の中に随分なお金を投資していただいているので、そこを本当に評価しているわけですが、だからこそ頑張っていたきたい。むちゃな投資はやめていただきたいというのがあるわけです。経営感覚はきちんと持っていただいた上で、それともう一つは、太陽光発電も含めてですけど、けさのニュースとかを聞いていますと、ドイツはだんだんそっちのほうが大きくなって、原子力発電よりも自然エネルギー関係で30%行くように、そういうふうに仕組みをどんどん変えているみたいですね。日本は非常に低いですけども。電力のありようが自然のほうで30%を超していくような方法をとっているようですけども、多分、日本もだんだんシフトされてくると思うんです。そのときにこのデータというのは物すごく役に立つと思うんです。今、宮崎がやろうとしているメガソーラーの関係のこととか、残念ながら、太陽光のパネルを今、中国がどんどんつくっていますから、コストから言えば、中国産に取ってかわられる可能性も高いには高いんですが、太陽光発電は企業局でできる範囲内のことで今までずっとやってこられた。議会でもいろいろな議論もありました。だから、それを含めて、企業局は何なのかということを確認にメッセージしていただけるようにしていただかないと、ただ採算性を無視して追求されると、そこには問題が出てくると私は言わざるを得ないと思う

んです。そこの腹構えみたいなのがきちんとないといけないのではないかというふうに思っています。

○濱砂企業局長 公営企業法で定める経営する事業、電気と工水と地域振興をやっていますが、この事業を通じて直接県民の皆様に貢献する部分と、それから、おっしゃいましたように、ため込んだと申しますか、余裕のある資金を一般会計に貸し付けをしまして間接的にする貢献と2つあると思うんです。それは、これから先ずつと安定経営をした上で続けていかにかいにかん問題だと考えています。したがって、むちゃな投資とおっしゃいましたけれども、そういうことは一切ありません。それは、ちゃんと我々は経営感覚を持ちまして、絶対、損になるような投資はしないつもりであります。安定経営が一番重要でありますので。

○井上委員 最後ですが、自然に配慮するということが一番大事だと思いますが、自然と同時に、県民に対してアピール、啓発できるという今の企業局は、改めて脚光を浴びている部署だと思うんです。今回、一般質問の中で余り企業局が出なかったのは私は大変残念に思っているわけですけども、改めて企業局が何をしてきたかということと何を県政の場所に提案してきたかということ、太陽光の今回の取り組みとか含めて、もっと宣伝をして県民の皆様にもこれをわかっていただくように努力をしていただきたいというふうに思っております。

○横田委員 原子力発電は、私たちが使っている電力の全国でいったら30%、九州でいったら40%を担っているという言い方をされますね。でも、実際、今度の事故からこっち、九州の中の6つの原子炉の半分がとまっている状況で、本当なら全然足りない状況になると思うんですけ

ど、火力発電をフル稼働することによってその3基分をカバーできるということですね、結局。ということは、「4割を原子力が担っているんですよ」という言い方は何か違うような気がするんです。原子力をフル稼働させるために火力の発電力を抑えているということで原子力が4割になっているんじゃないかと思うんです。だから、そういった意味で、これまで国とかが国民に対して原子力の説明をしてきたことは何か納得いかないことが多いんです。例えば、原子力は自然に優しいとかコストが安いというのも、いろんな観点から考えると何か違うような気がします。それはいいんですけど、先ほど、太陽光発電の効率は14%と言われましたけど、例えば、こういうやつも、今後さらに開発・研究することで効率がさらに上に上がっていく可能性があるのか、コストを下げていく可能性があるのか、そこらあたりはどんなふうにご考えておられるでしょうか。

○濱砂企業局長 私は事務屋で技術的なことは余りわかりませんが、発電効率をどんどん上げる研究はいろんなところでやっていますし、上がっていくと思います。また、どんどん普及していけば、大量生産になれば、生産コストも下がりますから、価格も下がってくると思うんです。したがって、今の買い取り制度も、10年・10年を区切りにしまして見直しすることになっていきますので、将来のコストダウンは期待していると思います。

○横田委員 当然そうなるだろうと思います。例えば風力も、宮崎には全然適さないと聞いていたんですけど、海上に設置すればかなり大きな効力があるというふうにも聞いているんです。ですから、やり方によっては宮崎でもまだ風力の可能性もあるんじゃないかなと思います。そ

ういった意味で、原発ありきじゃなくて、宮崎はソーラーフロンティア構想なんかも打ち立ててやっているわけですから、企業局もそれと両輪で、ぜひそういった可能性を求めて引き続き頑張っていたきたいと思います。県民に対して、「宮崎は新エネルギーでこれだけ貢献できるんだよ」ということをぜひ企業局としても訴えていただきたいと思います。

○中野委員 今までの説明であったかもしれませんが、一ツ瀬と祝子のキロワットアワー当たりのコストを教えてください。

○本田工務課長 手元に資料がありませんので、後ほど計算をさせていただきますと思います。

マイクロ水力発電所の建設費を年間発生電力量で割った値でございますけれども、マイクロ水力が1キロワットアワー当たり309円でございます。太陽光、一ツ瀬の場合が682円でございます。

○中野委員 それは、補助とかを外しての金額なんですか。

○本田工務課長 補助込みで全体金額を割ったところでございます。

○中野委員 例えば、一ツ瀬は売るのは24円と言われていましたね。実際これを製造するのに682円かかるわけですか。何か単位が違うんですかね。

○本田工務課長 これは建設の単価でございますして、1キロワットアワーをつくるのが682円ということで、売電は1時間で1キロワットアワー売れば24円もらえるということでございます。

○中野委員 電気のごことはよくわからんものだから単位がわからんのですが、売るのはキロワットアワー24円ですよ。24円を製造するためには24円以下でないとペイしない話です。そういうときの単価ですよ。耐用年数とかいろいろあつ

で計算されているんだと思うんです。

○**本田工務課長** これは年の費用でございまして、耐用年数が、例えば水力だったら、先ほどございましたように30年かければ、それほど掛けた倍数がとれるということになります。

○**中野委員** 祝子のマイクロ水力発電所についても309円と言われたけど、売ってお金はやはり24円なんですか。幾らなんですか。

○**新穂経営企画監** 祝子のマイクロ水力発電のほうは、太陽光と違いまして、九州電力と協議をして決めることになっております。したがいまして、まだ九州電力とは協議中ですけども、全国的な同様な発電所の動向から見て、10円50銭ぐらいで買ってもらえるんじゃないかと思っております。

○**中野委員** 僕は、今言われた説明でしっくりせんというか、わけがわからんわけですが、309円かかって見込みで10円でしか売れないというそういう発電はないでしょう。この売ってお金を出すときの単価ですよ、コスト。コスト割れもいい話だから。

○**相葉技監** すみません、先ほどのキロワットアワー当たりの建設単価の300円といいますのは1年間の発生電力量で割っておりますので、先ほど工務課長が言いましたように、例えば、仮に30年間耐用年数があるとしますと30倍で考えていただければよろしいかと思っておりますので、仮に10円で売れば、30年掛けますのでキロワットアワー当たりが300円になります。ですから、30年ではとんとんというような、これは試算ですけども、そういう形になります。

○**中野委員** 我々議員にしても、県民に対しても、売れば幾らになる、そのときのコストは、幾らかかりますというきちんとした中身を出してしないと、我々に説明する単位が、309円コス

トがかかる、売るのは10円とか、そういう比較じゃ、我々が納得する説明にならないと思うんです。ペイしない話をしたっておかしな話だから。

○**濱砂企業局長** 今、300円と申しましたのは、初期投資を単価で割った、それから年間のランニングコストを年間の発生電力量で割った、いろいろ方法があるかと思うんですけど、まだ我々そこは勉強不足でございまして、例えば国のほうで、原発はコストが5円とか10円とか、あるいは太陽光は40何円とかいう一つの標準がありますけど、それに見倣った形でわかりやすい効率の計算の方法を勉強させていただきたいと思っております。

○**中野委員** この企業局は慈善事業だったんですかね。何か研究をするための事業だったんでしょうか。こういうときに説明するコストもきちんとせずにおつて、技術革新を求めためか、世間が電力不足になるからと思って単なる補助事業——補助先がどこかもまだ答弁がないと思うんですけど、世の中の流れだからつくるんでしょうか。やはりコストということも考えないといけないんじゃないですか。

○**濱砂企業局長** もちろんその辺はちゃんと考えまして、何年で回収できるとか、20年先、30年先、50年先はどうなっているかということをやちゃんと見込みまして、無駄な投資にならないというもとにこれを手がけておるわけでございます。ただ、今、委員がおっしゃいましたような、一般的にぱっと見てわかりやすいような指標というものが今準備できていないものから、それにつきましては、もう少し勉強してみたいと考えておるということでございます。

○**中野委員** ぜひ、わかるような説明を午後にしてください。それから、そういうことも想定せずに事業を開始しているということには納得

できない。それと、この補助先は、両方の補助もとはどこですかね。

○**本田工務課長** 東京にあります社団法人新エネルギー導入促進協議会というところがございます。

○**中野委員** 両方ともですか。

○**本田工務課長** 両方とも同じでございます。

○**中野委員** いわゆるNEDOというところですか。

○**本田工務課長** NEDOではございませんで、国の補助金なんですけれども、ここを通して事務処理を行うというところがございます。

○**河野委員長** 午後に説明の準備ができますか。

○**濱砂企業局長** 出すからにはちゃんとしたものを出したいと思っておりますので、もう少し時間が欲しいんですけれども。申しわけございません。

○**外山委員** 僕は見方がちょっと違って、企業局を行政の一部局と見る、あるいは民間的な事業体として見る場合、事業体として見た場合、この取り組みは必要なんです。これは絶対無駄な投資とは思わない。なおかつ、売電というのは、今、家庭においても、余剰電力を九電が買いますよというシステムであって、これを20円で売ったらもうかる、100円ならもうかるということはやっていないんです。九電は今度は電力料金に反映せにゃいかんから、まだそのシステムができていないので、制度設計とか——国が今言っているでしょう、単にこれに変えようとか、例えば孫正義が休耕田につくろうとか。アイデアはいいんだけど、実際やろうと思ったら、各電力会社は民間の企業体、これは非常に難しい問題があって、今この場面で費用対効果の数字を求めるのは難しいと思うんです。あくまでも、とりあえず余った電力は幾らかで買いますよというレベルであると思うんです。だから、

企業局がこれをつくるということは一つの実験的な施設で意義はあると僕は思います。という考えを持っています。これは難しいですよ。簡単にソーラー、メガソーラーと言っているけれども、なかなか。だって、これだけのものをつくって30世帯分でしょう。ということは、将来、何万世帯を賄うためにはどれだけのソーラーをどこにつくるんだろうという気もありますし、一戸一戸の屋根につけるのもまだ無理があるだろうし、だから、これから業界と行政が物すごい検証をしていかないと、「はい、原発はだめだから、あしたからソーラー」とはならないと思う。実験的な意味合いでは、データをとるために、これは取り組みとしては意義があると思います。

○**横田委員** 私も全く同じなんですけど、うちも何年も前に太陽光発電をつけたんですけど、別にそれでもうかろうと思ってつけたわけじゃないんですね。自分たちの取り組みが環境に貢献しているという自負といいますか、そんなのでつけている人はいっぱいおられると思うんです。最初の説明でも、「10年とか20年後にやっもとをとるぐらいだよ」という説明も聞いた中で取りつけておられると思いますので、そういった意味では、県が率先してこういった取り組みをするというのは非常に大きな意義があるんじゃないかと私は思います。

○**中野委員** 誤解してもらっては困るんですが、原発事故が起こったのは、震災は3月11日でしたね。両方とも、昨年、その前からした事業なんです。今度、原発でいろいろ問題になったから研究とか何とかという言葉も、慈善事業かということも私は言いましたが、やはりこういうのをするときには、今回の事故があったからいろいろ思いもあるんだけど、もとをつくと

きには、年間2億4,863万1,000円の収支残を見込んで事業をしているわけです。だから、投資と回収ということは頭から考えて、研究とかいろんなことがあって、国策ということも、エネルギーですから、もとだからあって、国とかそれに準ずるところでいろんな補助制度もあって、こういう事業も進められているんです。そういう中で企業局がするのに、赤字を見込んでこういうマイクロとか太陽光発電をされたものではなかろうと思うんです。長年のところがペイするところもあって進められている。実験とかいろんな研究とかそういうものは、その部分において国が国策上補助事業等もして、NEDOとかいろんなところがやっている範囲内であればいいことであって、私が言いたいのは、売値がわかっておいて、それと知っていてするような、平たく県民に教えるときに、「コストは幾らかかっているんですよ」というのが、売値は、さっき言ったように10円とか24円という説明がありました。それに匹敵するコストというものがいかなるものかということ、県民がわかりやすいぐらいの数字を求めてスタートしてもらわんと困るんじゃないかと思うんです。トータル的なことも含めて、赤字を求めてこの企業局があるわけじゃないですから。さっき昭和13年からスタートされたという話もありましたが、長年の積み重ねがあって来ていると思うんです。そういう意味で、簡単に答えられんものだろうかと思って。そのことの計算もしていないということより以上に、私は、午後にもできないような、あしたにもできないようなことではどうだろうかと思えます。

○濱砂企業局長 その一つとしまして、初期投資を回収するのは何年ですと、これが端的に一番わかりやすいかなということでございまして、

今、17年とか22年という年数を挙げておるわけでございます。ちょっと遠慮して言わなかったんですが、我々は公営企業ですから、県が経営する企業でありますので、公共性もありますし、場合によっては赤字を出してもやらないかんという点もあるわけでありまして。現に病院なんかはそうですね。我々も同じ公営企業でありますので、そういう中でいろいろやっているんですが、特に私が今気をつけておきたいのは、一般行政との連携ということでありまして。公共の福祉のために貢献するということは、一番早い手っ取り早い方法は一般行政と常に連携をとるということでございまして、昔から、地球温暖化対策とか何とかということのために、低炭素社会の実現とかいう方向に向けて太陽光とかいろいろ脚光を浴びているわけですが、その上、おっしゃったように、3月に原発事故がございまして、さらにそれに拍車がかかったということでございまして、この時代の動きは、これは県行政も一生懸命やっていますし、我々もそれに呼応して、大したもうけにはならなくても、損せん限りはやりたいという基本的な考え方でおるわけでございます。端的に申しますと、繰り返しますが、17年で少なくとも初期投資は回収しますよ、毎年ちゃんともうけて留保もしていきますよということの説明で今まで来ておるところでございます。

○中野委員 何か誤解しているんだけど、私は、企業局だからもうかれという意味で言っているんじゃないんですよ。企業局には企業局の歴史的な、多目的ダムでスタートして、その中の電気事業も起こしてきたという歴史的経過もあって、公営としての役割も果たさなきゃならない、そして、そこで発生して余ったものは九電に売っていくということを出た。いつもコスト

と売るこれがペイしなきゃならんということではないと思うんです。しかし、ただ単純に比較ですよ。何も深く追求するつもりはなかったんだけど、売電がキロワットアワー当たり24円と言われたから、そういう目安で見たときのコストというのはどのぐらいかかるものだろうかと平たく質問したんだけど、682円とかさっきは言われましたが、そうじゃなくて、トータル的には電気事業で黒字の経営を過去もしてきたし、本年度も目指しているわけですね。そういうときの部分部分で発生したものに極端な数字が出ることをしておるような気がしてならんんだけど、平たくぱっとできんもんだろうかと思って。

○河野委員長 暫時休憩します。

午後0時7分休憩

午後0時10分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

○相葉技監 キロワットアワー当たりの建設単価でございますけれども、マイクロ水力につきましては、60年間使えると仮定した場合、1キロワットアワー当たり12円になります。太陽光につきましては、25年で計算いたしますと、今の建設費に対しましては、1キロワットアワー当たり大体27円という単価になります。

○中野委員 いいですが、何でたったそのことがぱっぱと答えられなかったんですかね。計算せにゃわからんとか何とかというように、私はそのことのほうが不思議でたまらんですよ。たったこれだけのことを求めていたのに。

○河野委員長 時間が過ぎていますが、その他報告事項に関して。

○有岡委員 考え方を少しお話しさせていただきたいと思うんですが、私、一般質問の中でスマートグリッドとか蓄電池の話をしたものです

から、その中で、こちらの企業局が73年ぐらいの実績を持って、いろいろな技術を持って蓄積してこられた。これがまた今後生きてくるだろうと思っておりますし、先ほど行政との連携をということでしたが、これから、恐らく、東京電力の関係、九州電力の関係、いろいろな売電の金額の問題で交渉していく難しさが出てくるだろうと思うんです。その中で、例えば、新エネルギー基本法あたりが今回国のほうで議論される中で、県民のために一緒に要望しなきゃいけないような事案が出てきた場合は、ぜひとも、議会も企業局も一緒に要望していく、そういう準備をしていく時期じゃないかなと思っておりますので、今回の蓄えられた力と、そして議会との連携もまた考えていただきながら、九州電力さんとの交渉が難しい時期も来るでしょうし、大変だと思いますが、私ども議会も勉強しながら一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。要望です。

○河野委員長 以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時10分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

今回からは、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行うこととなりましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、教育長の説明を求めます。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お礼を申し上げます。さきに開催されました宮崎県高等学校総合体育大会並びにみやざき県民総合スポーツ祭の開会式に際しましては、河野委員長を初め多くの皆様方に御臨席をいただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、平成23年度補正予算等につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。今回御審議をいただきます議案は、一番上にあります、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」並びに議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」、それから報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の3件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、「平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。また、その他の報告事項といたしましては、「宮城県山元町における夏休み学校サポート活動について」並びに「公立学校施設の耐震化の状況について」など4件であります。

それでは、議案について御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。常任委員会資料の1ページをごらんください。平成23年度6月補正予算課別一覧表であります。平成23年度の補正予算編成に当たりましては、厳しい財政状況の中で、本県教育のさらなる充実を図るための事業を構築したところであります。補正予算額であります。表の下の方、太線で

囲んであります一般会計の合計の欄をごらんください。4億7,814万1,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の合計は1,117億540万5,000円であります。

次に、恐れ入ります、ページが少し飛びますが、常任委員会資料の10ページをお願いいたします。議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」であります。

1の概要欄をごらんください。県教育委員会ではこれまで、ここにあります4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」と位置づけ、宮崎県教育基本方針の具現化を図ってまいりました。今回の変更は、将来世代である子供たちを初め、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして世界の未来を切り開いていく人となることを願って、これまでの4つの基本計画を統合しまして、新たに「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとする第二次宮崎県教育振興基本計画を策定するものであります。

私からの説明は以上であります。引き続き、担当各課・室長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長 教育長の概要説明が終了しました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○安田総務課長 平成23年度6月補正予算、総務課関係について御説明を申し上げます。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、291ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計819万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、

右から3番目の欄になりますが、32億3,393万7,000円となります。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。

294ページをお願いいたします。一番下の（事項）教育研修センター費の540万7,000円であります。これは、教育研修センター施設の修繕に要する経費であります。

補正予算については以上でございます。

次に、議案第20号について御説明をいたします。常任委員会資料の10ページをお願いいたします。議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」であります。

本議案は、先ほど教育長が御説明申し上げましたが、1の概要にありますとおり、4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」と位置づけていたものを、これらの計画を変更・統合し、新たに「第二次宮崎県教育振興基本計画」として策定するものでございます。

お手元に別冊で計画案をお届けいたしております。ごらんいただきたいと思っております。計画案の18ページをお願いいたします。本計画は、将来世代である子供たちを初め、県民一人一人が未来を切り開いていく人になることを願うことから、「子供像」ではなく、ここにお示ししておりますが、「目指す県民像」を設定いたしました。

19ページ（2）施策の目標をごらんください。

「目指す県民像」を実現するため、ここにあります5つの施策の目標を設定いたしました。まず、施策の目標Ⅰとして「県民総ぐるみによる教育の推進」を設定し、教育の基盤であります家庭教育の充実あるいは地域の教育力の向上など、社会全体の教育力の向上を目指した施策を推進してまいりたいと考えております。

20ページをお願いいたします。施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」では、学校教育の充実を図ることを目指しており、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力など、子供たちの「生きる力」の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

21ページの一番上、施策の目標Ⅲは「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」です。この内容につきましては、主に、施策の目標Ⅱと同じく学校教育の中で取り組むものでありますが、あえて施策の大きな柱として別に位置づけ、子供たちに、自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜くことや、地域や社会の一員としてその発展に貢献する気概をはぐくんでまいりたいと考えております。

施策の目標Ⅳには「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」を設定し、子供の学びや育ちを支える教育環境の整備・充実に努めてまいります。

22ページをお願いいたします。施策の目標Ⅴは「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」であります。ここでは、県民一人一人が夢や希望を抱き、生涯にわたって学び続けることのできる社会づくりを推進してまいります。

24ページをお願いいたします。ただいま説明いたしました5つの施策の目標に基づき、本計画では、四角で囲んでおりますが、21の施策に取り組むこととしております。さらに、施策の内容を設定し、それぞれの施策の具体化をすることといたしております。ここでは、本計画の大きな特徴であります、25ページの一番上にありますが、「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」にある3つの施策について御説明をいたします。

少し飛びますが、56ページをお願いいたしま

す。施策Ⅰは「ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進」です。本施策は、施策の内容の①にありますとおり、学校において、地域のよさを生かした「ふるさと学習」や豊かな体験活動を推進したり、②にありますとおり、地域における宿泊体験や社会奉仕活動などの体験活動を推進するものであります。このような取り組みを通して、子供たちにはふるさと宮崎に対する誇りや愛着をはぐくみ、ひいては我が国や郷土を愛する心情や態度を育てることを目指すものであります。

58ページをお願いいたします。施策2は「地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進」です。現状と課題にありますとおり、県内各地域が活力を維持し、さらに発展していくためには、住民が地域社会の一員であることを自覚し、住民みずからが地域や社会をよりよくしていこうとする意識を持つことが求められます。そこで本施策は、子供たちが地域課題解決に参画するという視点に立ち、地域における子供会や公民館活動、学校における特別活動や総合的な学習の時間の取り組みを推進していこうというものであります。このような取り組みにより、公共の精神に基づき、地域や社会の発展に主体的に寄与する態度の育成につながるものと考えております。

60ページをお願いいたします。施策3は「キャリア教育・職業教育の推進」です。61ページの施策の内容の①にありますとおり、子供たちが将来、社会的にも職業的にも自立するために必要なさまざまな能力の育成を目指した小・中・高一貫したキャリア教育の推進や、②にあります地域産業との連携、③にあります本県の農林水産業やものづくり産業を担う人材の育成、④にあります地域医療を担う人材の育成などに取

り組んでまいります。

少しお戻りいただいて、23ページをお願いいたします。これまで説明いたしました施策の推進を通して、県民すべてが共有できる具体的な達成される姿を「主な成果指標」として設定し、県民一丸となった計画の推進を図ってまいります。教育委員会といたしましては、本計画策定を通して、今後10年間に於いて推進すべき施策を明らかにし、県民一人一人が本県教育の主役となるよう、各施策に取り組んでまいりたいと決意しているところでございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

6月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、295ページをお願いいたします。その一番上の行でございますが、今回の補正は4,908万1,000円の増額をお願いするものでございます。補正後の額は、同じ欄の右から3列目でございますが、71億5,653万8,000円となります。

次に、増額となる主な事項について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、297ページをお願いいたします。上から7行目の(事項)教職員住宅費につきまして、教職員住宅の維持修繕に要する経費といたしまして476万2,000円の増額をお願いしております。

1枚おめくりいただきまして、298ページをお願いいたします。中ほどの(事項)産業教育施設費につきまして、農業教育近代化工事費及び高鍋農業高校酪農実習施設リニューアル事業費といたしまして1,629万1,000円の増額をお願いしております。

続きまして、一番下から2行目の(事項)文

教施設災害復旧費につきまして、台風等風水害などの災害復旧に要する経費といたしまして1,854万円の増額をお願いしております。

財務福利課からは以上でございます。

○長濱学校政策課長 学校政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、ページで言いますと301ページをお開きください。今回の補正は、一般会計予算におきまして9,271万5,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は9億5,472万4,000円であります。

それでは、主なものを御説明いたします。

303ページをお開きください。一番上の(事項)学力向上推進費2,780万5,000円を計上しております。このうち、説明欄の1の新規事業、「活用する力」を高める授業力強化事業、2の新規事業、小・中学校キャリア教育推進事業、5の改善事業、高等学校「確かな学力」強化推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

説明欄の3 県立高等学校キャリア教育総合推進事業に1,362万2,000円を計上しておりますが、これは、すべての県立高校でインターンシップを実施するほか、企業経営者などの地域人材を講師とした講演・出前授業を行います。また、本県のものづくりを担う人材育成を推進するために、企業での実践的・先端的な実技研修や企業経営者との意見交換等を行い、本県のキャリア教育を推進するものであります。

次に、一番下の(事項)研究奨励費430万円を計上しております。次のページ、304ページをお開きください。このうち、説明欄の1の改善事業、家庭・地域と連携した環境教育推進事業、また、下から2番目の(事項)産業教育振興費

の説明欄の2、新規事業、夢づくり人づくり農業教育支援事業につきましても、委員会資料で説明させていただきます。

それでは、委員会資料をお開きください。2ページでございます。新規事業、「活用する力」を高める授業力強化事業であります。

1の事業の目的であります。児童生徒が身につけた知識や技能をもとに、みずから考え、判断し、表現しながら課題を解決する「活用する力」を高めるために、地域において算数・数学の授業改善に係る取り組みを推進する中核教員を育成し、その成果の普及を図ることにより、県内小中学校における教師の授業力を強化し、児童生徒の学力向上を図るものであります。

2の事業の内容であります。1の中核教員の育成では、小中学校計20校の研究推進校を指定し、各校に1名ずつの中核教員を委嘱し、その学校や地域における授業改善の推進役として、授業力を強化するための講習会を実施します。また、個別に学校訪問して指導方法改善への指導・助言を行います。さらに、中核教員に先進校視察の機会を設け、授業改善の推進役としての資質向上を図ります。

(2)の中核教員による成果の普及では、中核教員による授業公開等を実施して、地域の各学校に成果を普及し、県内すべての小中学校における授業改善も推進します。また、学力向上地域別推進協議会を実施し、教育事務所管内における取り組みの成果を総括し、その普及を図ります。

事業費は354万3,000円であります。

次に、3ページをお開きください。新規事業、小・中学校キャリア教育推進事業であります。

1の事業の目的であります。小中学校において、社会的・職業的自立の基盤となる能力や

姿勢をはぐくむキャリア教育を推進する人材の育成を図り、本県のキャリア教育の推進を図るものであります。

2の事業の内容であります。 (1)の理論・実践研修では、県内7地区の小中学校各2名のコーディネーターを委嘱し、その学校や地域におけるキャリア教育を推進する人材育成のための研修会を実施します。

(2)の普及・推進研修では、コーディネーターによる研修会を実施して、地域の各学校に成果を普及し、すべての小中学校における普及・推進を図ります。

事業費は139万円であります。

次に、4ページをお開きください。改善事業、高等学校「確かな学力」強化推進事業であります。

1の事業の目的であります。本県のすぐれた指導力を有する教師を育成し、県内全体の指導力向上を図るとともに、その教師の活用により本県高校生の学力の向上を図るものであります。

2の事業の内容であります。 (1)の教員の指導力向上では、教科指導力向上支援教員として、各教科・科目ですぐれた指導力を有する57名の教員を任命し、各種の研修を通して教科指導力のさらなる向上を図ります。また、授業公開及び授業研修会を支援教員が一般教員向けに行い、県内教員の指導力向上を図ります。さらに、基礎学力定着指導研究として、1年生が苦手教科をつくらぬようにするため、普通科及び総合学科の1年の学年主任、国数英担当教員による研究を行い、学校間で指導方法等に関するノウハウや情報の共有化を図り、基礎学力定着のための重要な時期である1年生の段階での着実な学力の定着・向上を図ります。

(2)の高校生の学力向上では、パワーアップセミナーとして、教科指導力向上支援教員を講師として、医学部や難関大学等を目指す普通科高校2年生を対象にした学習会を実施します。また、普通科高校サマーセミナーとして、教科指導力向上支援教員を講師に、普通科高校3年生を対象にした合同学習会を実施します。

事業費は651万2,000円あります。

次に、5ページをお開きください。改善事業、家庭・地域と連携した環境教育推進事業であります。

1の事業の目的であります。家庭や地域の教育力を生かした深まりや広がりのある環境教育を展開していくため、地域との連携を重視した研究実践を行う環境教育推進校において、児童生徒の発達段階に応じた学習を深めるとともに、その成果を県内に普及し、本県の環境教育の推進を図るものであります。

2の事業の内容であります。 (1)の環境教育推進校の指定では、小学校3校、中学校3校、県立学校2校の計8校を指定し、学校・家庭・地域が一体となった環境教育の推進を図ります。また、環境教育に関する取り組みや成果を学校ホームページで発信し、県内への普及を図ります。

(2)の環境教育に関する指導者の養成では、環境教育推進校の教員等を、環境教育リーダー研修基礎講座や全国環境学習フェア等へ派遣し、指導力の向上を図ります。

事業費は430万円あります。

次に、6ページをお開きください。新規事業、夢づくり人づくり農業教育支援事業であります。

1の事業の目的であります。魅力的な農業経営の研修や地域農業界との連携した取り組みを通して、農業を学ぶ高校生の就農への夢をは

ぐくむとともに、幅広い経営感覚を身につけた創造性豊かな意欲のある農業の担い手を育成するものであります。

2の事業の内容であります。 (1)の先進的な農業経営研修会「就農の志育成塾」の実施では、農業を学ぶ高校生が就農への夢や志をはぐくむために、グリーンツーリズム、集落営農、農業法人等の農業経営の学習や、若手経営者の講演による就農の夢の育成、就農を志す高校生同士の仲間づくりに取り組みます。

(2)の「ハイスクール農援隊」によるアグリボランティアの展開では、農業を学ぶ高校生が、担い手の不足している地域や農家に出向き農作業のボランティア活動を行い、学校で学んだ学習成果を地域貢献に生かし、生徒の農業学習の意欲を高めるとともに、経験豊富な農家での体験やコミュニケーションを通して、農業や地域に対する思いや大切さを学ぶものであります。

事業費は233万8,000円であります。

歳出予算の説明は以上であります。

○武富特別支援教育室長 それでは、特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、特別支援教育室のインデックスのところ、ページで申しますと307ページをお開きください。今回の補正は、一般会計予算におきまして739万8,000円の増額補正をお願いするものであります。補正後の額は、右から3列目でございますが、13億5,690万2,000円であります。

それでは、主なものを御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、309ページをお開きください。一番下の(事項)特別支援教育振興費に増額補正分739万8,000円を計上し

ておりますが、このうち、説明欄の4高校生発！共に育つ人づくり推進事業に442万5,000円を計上しております。これは、高等学校において、障がいについての理解・啓発活動や障がいのある人との交流など、生徒自身による主体的な取り組みの推進を通して、共生社会を担う人づくりを進めるものであります。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○川島教職員課長 教職員課の補正予算について御説明いたします。

平成23年度6月補正歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、311ページをお開きください。今回、一般会計754万円、一般行政経費のみの増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額といたしましては966億6,969万3,000円となっております。

1枚おめくりいただきまして、313ページをごらんください。主なものといたしましては、上から5段目、(事項)教職員人事費の688万8,000円を計上しております。これは、説明の欄ですけれども、1教職員人事管理に要する経費の(1)人事事務費、(2)職員表彰等に要する経費でございまして、県内外の会議、研修、学校訪問等のための旅費や、表彰状、事例作成等のための需用費等の事務費でございます。

また、次の(事項)給与等事務費11万7,000円や、その下の(事項)給付事務費53万5,000円につきましても、退職者感謝状作成や退職手当支給に要する事務費でございます。

補正予算関係は以上であります。

続きまして、専決処分の承認につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年6月定例県議会提出議案をお願いいたします。67ページをお開きください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）」ですが、内容につきましては72ページをごらんください。歳出予算のうち教育委員会に関するものでございますが、一番左の款の下から2つ目、10教育費の項の欄の1教育総務費につきまして、補正額の欄の6億9,875万7,000円を、平成22年度の退職手当の確定等に伴いまして、3月31日付の知事の専決処分により増額を行っております。

増額の主な理由ですが、1点目が、勸奨退職者等が、最終的に2月補正時点での見込みを上回ったことによります。また、2点目といたしまして、共済費につきまして、2月補正時に積算を誤り必要以上に減額してしまい、共済費に不足を生じました。このため、一たん流用を認めていただいております退職手当費から共済費へ予算の流用を行いましたことにより、年度末に退職手当費が不足することとなりましたため、退職手当費の増額を行ったことが主な理由であります。

なお、2月補正時の共済費の積算誤りについては、大変申しわけなく思っております。点検・チェック対策を強化し、今後このようなことがないように十分注意してまいります。

教職員課は以上でございます。

○津曲生涯学習課長 生涯学習課でございます。関係の予算について御説明します。

歳出予算説明資料のインデックス生涯学習課をお開きください。ページは315ページになります。一般会計左側、補正額をごらんください。2億2,624万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目でございますが、7億3,803万5,000円となり

ます。

以下、主なものについて御説明をいたします。

ページをおめくりください。317ページになります。一番下のところに（目）図書館費、（事項）図書館費ということで1億9,500万円余りの補正をお願いしておりますが、めくっていただきますと、一番上の段になります説明の欄、新規事業、1県立図書館貴重資料等保存環境整備事業でございます。これは、貴重な古文書の害虫駆除やその保存のため、図書館の窓に紫外線カットフィルム等の設置に要する経費であります。

その下の2の新規事業、県立図書館空調設備整備事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明をさせていただきます。

次に、ページの中ほどに（目）美術館費というのがございます。その下のほう（事項）美術館普及活動事業費につきまして1,615万円ほどの補正を計上しておりますが、主なものといたしましては、説明の欄4県美術展と書いてございますが、これは、2月に開催しております県民による作品発表の場、宮崎県美術展に要する経費であります。

それでは、本日の委員会資料にお戻りいただきまして、7ページをごらんください。新規事業、県立図書館空調設備整備事業でございます。

1の事業の目的であります。県立図書館の空調設備を更新をしたい、あわせて、書庫——本とか資料の保管をしております書庫に除湿設備を新設したいというものであります。

2の事業の内容をごらんください。県立図書館の空調設備は、（1）にございますように昭和63年から今日まで23年間使用してまいりました。機器の老朽化に伴い修理費用が増加していることにあわせ、修理期間には冷暖房が停止しますので、県民の皆様にご不便を強いることになりま

すことから、設備の更新を計画しております。

(2) は書庫への除湿設備の新設でございます。ごらんのように、県立図書館には貴重書庫と一般書庫がございます。これらの資料の劣化を防ぐには継続的な除湿を行う必要がございます。これまでは、(1) の空調設備で除湿を行っていましたが、昨今の省エネとか節電を考えると、夜間や冷暖房が不要な時期には機器が停止し、除湿もとまります。このため、空調設備より運転コストの安い除湿設備を新設したいと考えております。

事業費は、3にございますとおり1億9,271万3,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田村スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課関係について御説明をいたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、321ページをお願いいたします。一般会計で3,326万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の10億4,109万円となります。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明をいたします。

323ページをお願いいたします。ページの下から3段目にあります事項名、健康教育指導費でございます。101万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、1の自分で作る「みやざき弁当の日」推進事業に係る経費でございますが、内容につきましては常任委員会資料で御説明いたします。

324ページをお願いいたします。上から2段目にあります事項名、競技力向上推進事業でございます。1,372万1,000円の増額補正をお願いし

ております。主なものは、2の(1) 競技用具等の整備に係る経費でございます。

引き続きまして、主な新規・改善事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料をお開きください。8ページでございます。新規事業、自分で作る「みやざき弁当の日」推進事業であります。

1の事業の目的であります。児童生徒が自分の食を自分で構築する実践力を培うとともに、自立心をはぐくむため、家庭や地域との連携のもと、子供たちが自分でつくる「弁当の日」の取り組みを県内全域に普及・定着させることを目的としております。

2の事業の内容であります。1) にありますように、小・中・県立学校合わせて10校を実践校として指定しまして、家庭科などの学習内容との関連を図った実施計画の作成や、学校の実態や発達段階に応じた取り組み内容の検討、さらにパネル作成による情報発信を行うなど、実践校への支援を通して教育的な活動としての「弁当の日」の普及・定着に努めてまいりたいと考えております。

また、(2) のシンポジウムの開催では、未実施の学校が多い地域など一層の普及・啓発を図る必要のある地域を選びまして、実践校における実践発表やパネルの展示、実践校・保護者・児童生徒など関係者によりますパネルディスカッションを行うなど、「弁当の日」の持つ教育的な意義について保護者や教育関係者に普及・啓発し、実践化を図ってまいりたいと考えております。

事業費は101万3,000円を計上しております。

以上であります。

○田方文化財課長 文化財課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、325ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計予算で4,658万9,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は、表の右から3列目にありますように7億1,782万9,000円となります。

以下、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、327ページをお願いいたします。上から5段目(目)文化財保護費、(事項)文化財保護顕彰費につきまして1,208万3,000円をお願いいたしております。主な理由といたしましては、文化財保存管理補助506万9,000円、九州地区民俗芸能大会派遣268万円などであります。文化財保存管理補助につきましては、国及び県指定の文化財について、管理団体であります市町村等が行う草刈り等の維持管理費の一部を補助するものでございます。また、九州地区民俗芸能大会派遣は、本年度、宮崎県で開催を予定しております九州地区民俗芸能大会の開催に要する経費でございます。

次に、真ん中よりやや下あたりの(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして1,501万5,000円をお願いいたしております。その理由といたしましては、説明欄にありますとおり、埋蔵文化財緊急調査補助によるものでございます。これは、市町村が開発事業等に伴って実施いたします発掘調査に要する経費について補助を行うものでございます。

文化財課につきましては以上でございます。

○中原人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明申し上げます。

6月補正歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、329ページをお開きください。一般会計で712万2,000円の増額補正を

お願いいたしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり971万円となります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただいて、331ページをお開きください。上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費で664万7,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、人権啓発資料の作成や、新規事業、高校生による人権感覚あふれる人づくり推進事業の事業費、また各種研修会の開催等に要する経費でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費でございますが、47万5,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、人権教育関係団体が主催する研修会や、市町村教育委員会等との連絡調整に要する経費でございます。

補正予算関係の説明は以上でございます。

次に、委員会資料9ページをお開きください。新規事業、「高校生による人権感覚あふれる人づくり」推進事業でございます。

本事業の目的は、間もなく社会的自立のときを迎える高校生に、参加体験型学習を通して望ましい人間関係を構築するための知識と技能を身につけさせるとともに、家族や地域及び社会の一員としての人権感覚あふれる人づくりを行うというものでございます。

本事業の主な内容は2つございますが、第1は、(1)の人権教育指導者の養成でございます。具体的には、①のNPO法人等が主催する研修へ指導主事等を派遣する指導主事等派遣研修や、②の教諭を対象にした参加体験型学習等の指導力を向上させる人権教育指導者養成ワークショップ、及び③の県立学校人権教育担当者研修会を実施するということでございます。

第2には、(2)の県立学校に「グッドパート

ナーシップ推進校」を指定するものでございます。指定校におきましては、①の校内推進委員会の設置や、②の高校生同士による相談支援活動等を行うピア・サポート活動、③のNPO法人等との協働による出前授業を実施するものでございます。

なお、ピア・サポートとは、同じ立場にある者同士、同僚同士で支援活動を行う活動のことでございます。

事業費は150万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

○河野委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○有岡委員 幾つかお尋ねしたいことがございますので、答弁いただければと思います。

いろいろな支援事業を計画して施策として出されるんですが、例えば農業教育支援事業とか今回新規で計画してありますが、現場のニーズというものがあって、そのニーズを議論した上ででき上がった事業なのかどうかというのが1点、御質問。

それと、NPOとの連携という形で幾つかNPOという表現が出てきますけれども、どのようなNPO法人との連携か、参考にお聞かせ願いたいと思います。2点です。

○長濱学校政策課長 現場のニーズを踏まえての施策かという御質問でございます。私どもその視点が非常に重要だと考えております。一例を挙げていただきました夢づくり人づくり農業教育支援事業につきましては、前々から現場のほうから、担い手の志を持った生徒たちを1カ所に集めて、学校教育の中だけではなくて県下全体で、若手経営者のお話を聞いたり、農業法人等の方々のお話を聞く中で、農業に対する夢

とか志をしっかりとほぐくむような場をぜひつくってほしいというふうな要望にこたえるものでございます。それからハイスクール農援隊につきましても、現場からも、せっかく学習したものを生かす場がほしいということもありまして、そのような現場ニーズを踏まえながらこの案を構築させていただいたものでございます。

○中野学校支援監 NPOの活動ということでお答え申し上げたいと思います。

学校政策課は生徒指導のほうを担当しておりますけれども、例えば、民間ボランティアの方々をお願いをいたしまして、子供専用の教育相談、電話相談口を設ける、「チャイルドライン」という名称がついておりますけれども。毎週土曜日、あるいは第1・第2日曜日等々、子供たちが一番時間があって、きょう相談が必要などというふうな時間等を利用して、教育相談等々の活動に当たっていただいているという例がございます。以上でございます。

○中原人権同和教育室長 どのようなNPO法人等を考えているかということでございますが、男女共同参画の視点やデートDV防止、あるいは児童虐待防止等に取り組むNPO法人等を今考えているところでございます。以上でございます。

○後藤副委員長 説明資料の4ページでございます。高等学校「確かな学力」強化推進事業、高校生の学力向上、200名程度。地域にとり医師不足を緩和する非常にありがたい事業ということで、これが継続して、教育振興基本計画の23ページ、主な成果指標、医学部合格者年間100名以上と連動しているのかなと思うんですが、「県民すべてが共有できる」と冒頭書かれておりますが、実は共有できていない方がおります。私ども同僚議員の、宮崎西出身、御存じのドクター

の清山議員でありまして、例えばあいさつができる日本一、数字の100名以上というのは、非常に子供たちに対してプレッシャー、先生にプレッシャーがかかると。非常に生々しい成果設定目標であると、そういうクレームと申しますか苦言を呈されておりました。この件に関して御説明をお願いしたいと思います。

○長濱学校政策課長 医学部医学科合格100名の目標についてでございます。これにつきましては、確かに策定過程の中で、ほかの目標に対してやや生々しい数字ではないのかということも大分議論いたしました。しかしながら、本県に課せられている県政の重要課題であります医師不足解消につながるという点では、非常に県民ニーズの高い目標でありますので、これに関しては過去の数字等も勘案しながら、毎年100名合格できるような体制をぜひつくっていきたいというようなことで掲げさせていただいたところでございます。

○後藤副委員長 パワーアップセミナーをぜひ毎年継続してやってほしいというのが第1点です。

それと、限られてきます。ありがたいことに延高とか西高、そこ辺の現場の子供たちの、どうしても研究を深めたいということで物理、理工等々に行きたい子供たちが、受検する可能性が実際出てきているという清山議員の意見等々もありますので、十分その辺を加味していただきまして、効果ある事業、そして成果目標に近づけていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをしておきます。

○長濱学校政策課長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○後藤副委員長 関連しまして、実は教育基本計画でございます。私、新人でございまして、

申しわけございませんが、説明資料の10ページでございます。策定の経緯、平成22年の1月、私がタッチしたのは当然この5月、常任委員会への計画案の説明、以前どういう経緯で説明責任がされてきたかですが、パブリックコメント、それと審議会を設置されております。懇話会形式をとられております。ですから、非常にパブリックコメントが重要視され、2月定例県議会の素案の説明等々が一つのターニングポイント、大きな経過を踏まえてきたのかな、そのように思った次第であります。

今回の議会でも非常に、きずなとか大震災後の連携とか、教育で言われるのは家庭・地域の教育、学校連携等となりますが、私は単純に考えると、きずなというのは、もともと夫婦、家庭から始まり、地域、市町村、県、そして単純に国とのきずな、結びつきというのが大事じゃないか、きずなを発するならばですね。そこで出てくるのが、今回の基本計画に「国を愛する」という言葉が出てきていない。そこをちょっと御説明を願いたい、このように思います。

○飛田教育次長（教育政策担当） 教育振興基本計画の説明をさせていただく前に、先ほどの医師のことについて少し補足をさせていただきたいと思います。実は公表されている資料にも宮大のほうでは出されていると思うんですが、実を申しますと宮崎大学の医学科を受験する生徒も例年100名以上おります。ですから、無理に理工系に進みたい生徒を医師にしようとかいうような意図は全くありませんで、志を強固にさせて、しかもその学力を強固にしていくと。一方では、先ほど学校政策課長が説明しましたように、1年生あたりではきちっと基礎学力が不足している子供たちをフォローしようと、総体としてどの子供たちも大事にするような取り組

みをやっていきたい。そしてここに生々しい目標を掲げさせていただいたのは、あれだけ県民の悲願である医師不足に教育の面からアプローチできるのは何かといったときに、そういう期待にこたえたいということで、現場にプレッシャーをかけるというよりも、子供たちの夢をかなえることが、即県民の期待にもこたえることができるというふうに考えておるところでございます。

それから、教育振興基本計画につきましては、委員がおっしゃいましたとおり、国とのきずなということは非常に大切なことであると思っております。同時に、本県の実情もきちっととらえることが大切であると思っております。教育基本法の第2条に「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに」というふうな書き方がなされておるわけですが、「我が国と郷土を愛する」、いわゆる国を意識することだと考えております。そこで本計画では、お手元の振興基本計画の案の20ページをお開きいただくとうれしいと思っております。20ページの一番下のほうになりますが、そこにこういうふうに書かせていただきました。「我が国の伝統と文化を尊重するとともに異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育の推進に取り組めます」という記載をさせていただいたところで、これはまさに教育基本法に定める「我が国と郷土を愛する」ということと同じ思いを持って書かせていただいたところでございます。

表記するに当たり、私たちはいろんなことを考えたんですが、「我が国と郷土を愛する」という思い、心をどういうふうに形にするかという

こと、それがどういうふう子供たちに芽生えていくかということを考えたときには、国を愛する心というのは、我が国の伝統と文化に関心を持って、我が国の文化や伝統とのかかわりを理解させ、その伝統や文化をはぐくんできた先人の努力に敬意を表し、自分もそれにかかわり、しっかりと継承して社会に貢献していく、そういう子供たちを、態度として、実際に形として示すことだと思えました。

そこに表記した表現は、実は国の振興基本計画の中から引用させていただいたんですが、国の振興基本計画では、教育基本法2条に示されている教育の目標5項目あるんですが、それを、人間像をどうつくるか、人間像の観点から3つに集約するという形で整理をされておまして、その3番目が、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」。もう一回読ませていただきますが、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」とうたわれております。それをもう少し深めまして、私たちが作成させていただきました案では、「我が国の伝統と文化を尊重する」という形で示させていただいたところでもあります。

今後、この振興基本計画を議決いただきましたら、学校現場を初め県民の皆さんに浸透していくことになっていくわけですが、こういう思いを持って、その20ページに書かせていただいた、すなわち教育基本法第2条第5項のことを本県ではこういうふうを示しましたということも説明させていただきながら浸透を図っていききたいと思いますし、もう一つ、あわせて、学校では教育基本法に基づいて学習指導要領がございまして、学習指導要領にも同じようなことがきちんとうたっております。学習指導要領の普及についても今積極的に取り組んでおります

ところですから、そちらの浸透でもきちっと押さえてまいって、郷土に奉仕し国を愛するような子供たちを育てていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○井上委員 幾つか教えていただきたいことがあります。実は、家庭・地域と連携した環境教育推進事業の中で、「環境教育に関する日常的な取り組みや成果を学校ホームページで発信し」というふうになっていますが、基本的に各学校ともホームページを持っているというふうに理解していいのでしょうか。

○中野学校支援監 委員、今御指摘のホームページでございますけれども、基本的に各学校、ホームページを作成しております。それに対応できるという認識を持っております。

○井上委員 非常に目を引く事業の一つに、夢づくり人づくり農業教育支援事業、これはすごくいい事業だと私は大変評価をしているところです。これは、農大校とかいろいろな試験場がありますが、試験場との連携というのはどういうふうになっていきますでしょうか。

○長濱学校政策課長 農大等との連携も当然視野に入れております。現にこれまでもやってきたところでありまして、これから農大との連携でぜひやっていきたいことは、なかなか学校でできない実習というのがございます。例えば和牛の肥育であったり、亜熱帯果樹栽培であったり、先進的な養液栽培等について学ばせていきたい。また、農大の先生方は専門技術員とか農業改良普及員の資格を持っておりますので、それらの資格を持たれた職員が、例えば高鍋農業高校においていただいて授業や実習の指導をしていただく、そして先進的な高度な内容を学ばせるというようなこと等を今後推進してまいりたいと考えております。

○井上委員 ぜひそれも頑張っていたきたいし、県が持っているいろいろな施設をどうやって上手に使いこなしていくのかということが大変重要だと思いますので、それをぜひ実行していただきたいと思っております。例えば「合宿形式で」というふうな表現がありますが、これはどこを想定しているんですか。

○長濱学校政策課長 今のところ、青島少年自然の家に2泊3日いたしまして、その中で昼間は、先進的な取り組みをして農業経営をされている、特に若手経営者の方々に、いわゆる成功されている農家に実習に行ったり、夜は、その方々をお呼びして、いろんなこれまでの御苦労話、これからの夢等を語っていただいたり、生徒同士でみんなで頑張ろうというふうな仲間づくり等をやりたいと考えております。以上です。

○井上委員 夢づくり人づくりは、成果がどのようにあらわれるかというのはまだまだ先かもわかりませんが、これをどう県民に発信をしていくかということはすごく大事な事だと思うんです。今回、いろいろ見せていただきましたが、非常に積極的に教育委員会としては、予算額は小さいけれども、効果が期待できる事業がたくさん組まれていまして、それが本当に機能的に動き始めたら、宮崎県の子供たちと地域との教育力というのは絶対にアップしていきたくて想定できるんです。だから、一つ一つの出来事をどうやって——例えばハイスクール農援隊なんていうのはネーミング自体からいいですよ。そういうものがどう地域の皆さんに言葉として認知されていき、そのこと自体がどんなふう子供たちのステータスとしてはね返っていくようにしていくかとかということとか含めてすごく大事だと思うんです。だから、発信をどんなふうにしていくのか。今回、事業を見て

たら、非常に評価すべき事業が幾つもあるわけです。実は、就職がまだ決まっていない生徒たちの未就職者のスキルアップ支援事業、この支援事業の金額そのものは9,000万程度ですけれども、中身たるやすごくいいと思うんです。ただ、宮崎県が雇用対策費としてきめ細かな、そして子供たちのスキルアップになる、そういうものが発信されていない、宣伝されていないというのが非常に残念でならないわけです。事業の中身をどうやって発信していくのがすごく大事だと思うんです。せっかくいい施策を持っているにもかかわらず、それが認知されないというのは残念でならないわけですけれども、そこはどのようにお考えなんですか。

○長濱学校政策課長 大変評価していただき、ありがとうございます。今、委員が御指摘の点、コマーシャル下手という点があるかと思います。マスコミ等も含めながら広報して、皆さんに認知していただけるような形にしたいと考えております。

特にアグリボランティアにつきましては、本県で初めての取り組みでございますので、これに行くことによって、子供たちは大変自信になる。例えば行った先で年配の方々とお話をする中で、いろいろ御苦労話等もお聞きしながら自信もつくでしょうし、あるいはお褒めの言葉をいただければ、また頑張ろうというふうな喜び、貢献する喜び等も味わうでしょうから、そういうもの等を、帰ってから発表する機会とか、文章にまとめるとか、そういうこと等もしながらぜひ広めていけたらなと考えております。

○井上委員 税金使っているんなことをやるわけですから、施策的効果がどういうふうにつながっていくかというのはすごく大事なことだと思うんです。口蹄疫からの再生と復興、新たな農業

の産地づくりということ考えたとき、これはまさにマッチングした。だから、農業大学校であれ試験場であれ、すべての施設、教育機関として認められるものは最大限に活用して、予算額は、本来はがばっともって使ってもいいような内容なんですよ。でないの後継者というのは育成できないんです。そういうことも含めてこれをしっかりやっていただきたい。

さっきのスキルアップなんかも、商工がする緊急雇用対策の中でもこれはすぐれものだと私は思いますが、そのすぐれている部分がわかっていただけていないというのがすごく残念なんです。ただお金をまけばいいということではないわけで、実際にそのことによって宮崎県の子供が自立していける力をどうやって持たせるかということが大事なわけです。確かに今はまだ就職が決まっていないけれども——これは現場の校長先生がもうちょっと理解していただけるといいと思うんだけど、現場の校長先生の理解が非常に足りない。そういう点で言えば指摘したいというふうに思っています。ですから、現場の校長先生の事業の中身についての理解度というのもしっかりとさせないと、事業の施策的効果が出てこないのではないかなと心配しています。こういうものを本当に丁寧にやっていくことが、宮崎県の子供たちをスキルアップできる、そしてキャリアアップできる子供たちに仕上げていくのには、データとしてもすごくいいものに仕上がっていくのではないかと考えていますので、これをしっかりと広報できるような形でやっていただきたい。このことについては要望しておきたいと思います。もしお考えがあれば、現場の校長先生に対するしっかりした事業の中身についての定着、これは後で聞かsekください。

それと、今回教育委員会が持っている事業の一つ一つは、非常に精度の高い、いい事業をたくさんやっておられると思います。予算額は小さいにもかかわらず、先々が非常に展望できるという点で言えば物すごくいいなと思うんです。一方で、さっきの現場の校長先生と同じように、取り組みに現場の先生が実際ついてこれるのかどうか、これを心配しているんです。そこはいかがですか。

○長濱学校政策課長 スキルアップ支援事業についてでございます。これにつきましては、先日御説明申し上げましたときに、50名枠に対して、4月の段階では35名決定しているという御報告をさせていただいたところですが、その後もう一回、現場の校長のほうに、今御指摘がございましたような説明をいたしまして、その後、現時点において41名が採用になっております。さらに、今募集中が8名で計49名、当初予定しました50名に対してあと1名でございますが、49名が採用になる予定でございます。今、井上委員の御指摘どおり、もう少し学校現場へ丁寧な説明の機会を設けながら、このような事業が浸透するような方策を今後もとってまいりたいと考えております。

○井上委員 先ほど言いました、現場の先生たちは本当についてこれるんですか。今回、教育委員会がつくっている事業は、現場の先生はついてこれているんですか。

○飛田教育次長（教育政策担当） 先ほど学校政策課長が説明しました農業、環境関係の事業等にいたしましても、実はその伏線として、産業教育審議会等を行いましてその中で農業部会等をやったんですが、その専門部会には現場の教員、しかも教諭まで入れまして、どう動くのが一番力が出るかというような意見を聞いてい

るところです。作業部会等では、現場の先生方に入っていただきながら、現場のニーズあるいは現場の思いを聞かせていただきながら取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○横田委員 ハイスクール農援隊についてお尋ねしたいんですが、これは高校生が農家に何日か泊まってからボランティア活動するということですか。

○長濱学校政策課長 これにつきましては宿泊を伴うボランティアは想定しておりません。日帰りで参ります。それで、今のところ、6校の農業高校2年生、3年生を1校最大延べ100名ほどは派遣できるのかなということで、計600名ほど想定しているところでございますが、あくまでも日帰りを想定しております。

○横田委員 期間は、1週間ぶっ続けで行くとか1日だけとか、それはどうなっているんですか。

○長濱学校政策課長 その辺のところも、農家のニーズに合わせながら各学校で工夫するようにしております。地元の市町村の農政担当の方、あるいは改良普及センターの方々にも相談しながらボランティア先を選定し、どういうやり方がいいのかということも相談しながらやっていきたいと考えております。

○横田委員 この文書を見てちょっと心配してたんですけど、担い手の不足している地域とか農家はたくさんあると思うんです。高校生を無償の労働力というような感じで使われる危険性もあるんじゃないかと不安に思ったものですから、そういうことはないということでよろしいですね。

○長濱学校政策課長 学習を伴うということ等でございますので、先ほど申しましたとおりに関

係者と相談しながら、あくまでも学校教育の一環として実施させていただきたいと考えております。

○横田委員 せっかくそこで農業を実習するわけですから、ボランティアといえどもですね。しっかりと生徒たちの身になる力になるようなボランティア先を探していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○有岡委員 予算絡みでお尋ねしたいと思いますが、生涯学習課の中で補正率が高いということで、図書館の空調ということでよくわかるんですけれども。

それともう一点、その中で美術館の県美術展が1,259万組んであるんですが、本来ならば当初で上がるべき部門かなと思うんです。その辺の経緯を教えてくださいたいと思います。

もう一点は、スポーツ振興課の歳入関係、保健体育総務費が76万2,000円歳入として上がってきておりますので、そのことも教えてくださいたいと思います。

○津曲生涯学習課長 まず、当初に入っていなかったという話からさせていただきます。当初予算のときには、知事選との絡みで、骨格予算に入れるのか実施する時期を見計らって、実施時期が後のものにつきましては、新しい知事の御意向とかも十分くみできる時期という格好で、この扱いになっております。それで、図書館の空調につきましては今回の6月補正、それから県美術展は来年の2月でございますので、この時期という状況でございます。以上です。

○田村スポーツ振興課長 お尋ねのスポーツ振興課関係の歳入についてですが、これはスポーツ振興センターといいますか、totoの事業の歳入でございます。スポーツ振興くじというのがございますが、それからの歳入でございます。

○有岡委員 あと2点ほどお尋ねしたいと思います。大変重い課題ではあるんですが、実は高校生の中退ということが以前から話題になっていたんじゃないかと思います。生涯を通じて学ぶ、挑戦できる社会づくりの推進という考え方の中で、高校を中退していった子供たちの追跡なりフォローアップというのが、なかなか難しいテーマではありますが、例えば通信制の教育とか定時制の高校、今、子供たちを見ていると、定時制の高校も倍率が高くなっておりましてなかなか入れないという現状があると思うんです。そういった意味で、挑戦できる社会づくりの推進というテーマの中で、学校を退学していった子供たちのフォローアップについての見解をお尋ねしたいと思いますし、できることなら予防として、学校に残るための努力、高校の無料化ということも今進んでおりますので、金銭的な問題だけでなく、何かもっと大きな課題があるのかなと思うんですが、そこら辺の見解を一点お尋ねしたいと思います。

それともう一点、体力向上ということで、スポーツ振興課のほうに教えていただきたいんですが、1校1運動ということで進めていかれますが、先生たちのスキルアップが大事だと思うんです。そういう意味では、例えば研修センターあたりでスキルアップのことをされるのか、それとも学校独自で1校1運動されるのか。子供たちの体力向上として、10年前からすると基礎体力が落ちていると思えるものですから、そこら辺の取り組みの内容を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○長濱学校政策課長 高校生の退学についてでございます。退学者が毎年300~400名、最近は少し減少傾向になってまいりました。主な理由としては、学校や学業への不適應とか進路変更

ということも掲げてくるわけでございますけれども、何と云っても、高校に入る段階で、入りたい学校だったのか、入れるから入ったのかというようなことで、中学校のほうには今、適切な進路指導ということをお願いしているところでございます。

それから高校側に対しましては、極力退学はさせない方向で指導することと、もちろん積極的退学という生徒もおります。入ってきて、やっぱり自分には合わなかった。別の道のほうが自分を生かせるという子に対しては、それはそれでしょうがないのかなど。ただ、本人はまだおりたい、学びたいのに、仕方なく退学になるというようなことについては、極力生徒のニーズに応じた指導をする中で、退学は出さない方向で指導するよというの、我々の基本方針でございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、残念ながら300数十名が退学している現状でございます。その際にも必ず、次の進路先をしっかりと見つけられるまで各学校は指導するということで、県のほうも退学後6カ月間、必ず、その子は今どういう状態であるかということ、各高校には報告を求めています。そしてその後もきちんと見届けるよというよな指導をしているところでございます。以上です。

○田村スポーツ振興課長 体力向上に係る1校1運動についてでございますが、これにつきましては本県の児童生徒の体力向上を図る一つの手段といたしまして打ち上げているところでございます。これにつきましては、各学校で、保健体育の授業とか学校教育活動全体を通して体力向上への取り組みを進めているんですけども、メインとなるシンボリックな動きをつくろうということで進めているものです。職員等の理

解等につきましては、地区別に県南、県中、県北と分かれまして指導者の研修会を毎年開催しております。そういうものの中でこの取り組みの充実につきましては研修等を進めているところでございます。以上でございます。

○長濱学校政策課長 先ほどの中途退学への対応について補足をさせていただきます。先ほど基本姿勢については申し上げましたけれども、県としましては、本年度は中途退学対応教員を16校に、高等学校カウンセラーを6校に配置いたしまして、中途退学の防止等にも努めているところでございます。以上でございます。

○横田委員 教育振興基本計画についてですけど、国旗国歌法が制定されて、「日の丸」と「君が代」が国旗国歌ということで定められたわけですけど、国を愛するということであれば、そこらあたりの理解認識をしっかりとさせることが非常に大事じゃないかなというふうに思うんですが、そういうことはこの計画の中には全くうたわれていないと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○中野学校支援監 私も日本人として非常に大切にしなければいけない部分だと考えております。委員と全く同じ気持ちでおりますが、この振興計画の中に、例えば、「豊かな心」とか「道徳教育」「ふるさと」「郷土」というふうな言葉をたくさんうたってあります。それは今回の学習指導要領の中でも、音楽の中で民話、神話を大事にしよう、社会科の中でも公民的資質の基礎として、やはり伝統や文化というものを大切にしていこう。国語科あるいは音楽科、先ほど御指摘があった「君が代」についても、小学校の段階で全部歌えるようにしようじゃないかというふうなところあたりについて徹底している。したがって、この振興計画の中に直接的表現

ではございませんけれども、その思いというものはしっかり受けとめて、各学校、国を愛する心を持つ子供たちというふうなことで努力しているところでございます。以上でございます。

○横田委員 大阪とかよその県、いろいろ国旗国歌のことで問題が起きてますけど、今説明があったような指導の仕方、例えば国歌斉唱とかそういうのが徹底されるということで理解してよろしいのでしょうか。

○中野学校支援監 今、委員からいただきました、国旗国歌に臨む態度ということも含めてだろうと思いますけれども、今の段階でも、すべての子供たち、あるいはすべての教職員が、起立をし、きちんとした形で国旗国歌に対応しております。これからも県としてはそのような子供たちの育成並びに教職員の構えがつかれるものというふうに確信しております。以上でございます。

○中野委員 私も議案第20号について質問したいと思います。ここに提示されました第二次宮崎県教育振興基本計画、先ほどから質問もあつたし、また次長の熱い思いはよくわかったんですけども、せっかくなつく基本計画の中に、教育基本法の第2条第1項第5号の項目が、あえて「我が国と郷土を愛する」という文言が外れているんです。どこにもないんです。89ページにわたる計画書の中から外されているという思いがいっぱいあります。ですから、第2条第1項第5号の文言がすべて入るものに、そして今はまた、横田委員が国旗国歌のことも言いました。この文言も含めて修正をされたい、こういうことを要求させていただきたいと思いません。

○飛田教育次長（教育政策担当） 今、委員が御指摘いただきました件につきましては、私た

ちも同じような思いでずっと議論をしてまいりました。2つの意味でお答えをさせていただこうと思いますが、一つは、その思いを酌んで、それを形として子供たちにどう指導するかということ、国の教育振興基本計画の中で人間像の観点から3つにまとめるという形で、どういう人物を育てていくかということに、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」という形で整理をされております。それを深める形で、20ページとか、また別のページにもありますが、表現をさせていただいたところでありまして、どうぞ御理解を賜りたいと思います。それから、このことを今から普及していく中でいろんな資料をつくっていきます。そのときには、ここはこういう意味できちっと押さえながらやってきているんだということを徹底して指導していきたいと思いません。

さらには、もう一つ、学校教育において両輪となりますのが教育基本法でありますし、学習指導要領でございます。学習指導要領にもきちっと明記してございます。それから国旗のことに言え、小学校の学習指導要領には、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導すること」ということが明記されておりました。それを指導しております。我々は学習指導要領の趣旨徹底につきましては、小中学校においてはここ3年間、全職員に対して県が講習会をやってきました。高校においても、今2年目で、来年までそういう普及をしていこうと思っておりますので、そういう趣旨を十分踏まえて対応させていただこうと思いません。

学校行事は、いろんな意味で子供たちに人としてのあり方を教える場であると思いません。先ほど支援監が申し上げましたとおり、全員が起

立してきちっとした対応をしているという状況ができてきているのも、そういうことが県下の教職員にある程度理解していただいているということだと考えております。そういうことでしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○中野委員 その熱い思いはよくわかります。そしてまた、今説明されたとおり、宮崎県下の学校の現場においては国旗国歌の件についてもそのように周知徹底されて、そのように実施されていることは、皆さん方の努力のたまものと高く評価しているわけであります。しかし、幹部の皆さん方は、こっちの基本計画は10カ年に及ぶ基本計画、皆さん方は恐らく、失礼であります。大方の方は10年以内に教育の現場を去られる人たちでありますから、10年後にも及ぶ基本計画をきちんとつくってもらっておかにかいかんという、それこそ我々の思いでございますので、内容の修正をしていただきたいということを、重ねて、要求というかお願いしておきます。

○飛田教育次長（教育政策担当） 委員御指摘のとおり、我々は全員が10年も20年も同じ部署で勤務するわけではございませんが、先ほど委員がお褒めの言葉をいただいたとおり、宮崎は頑張っているのではないかと、そういう趣旨が徹底しているんじゃないかというのは、我々の行政の先輩であり、教師の先輩であり、先輩方から脈々と引き継がれたもの、あるいは保護者の御支援をいただいて、県民の御支援をいただいて出てきたものだと私は思っておりますし、そういうことのベースは宮崎としてはしっかりと取り組んできましたし、これからも取り組んでいくというふうに考えておりますので、どうぞ御

理解を賜りたいと思います。

○後藤副委員長 議案第20号ですが、非常に家庭教育に入り込んだ、あるいは道徳教育に入り込んだ、そして就学前教育ということで、幼小連携とかをうたって非常にすばらしい計画なんですよね。実は今、PTA関係で非常に人気の高い先生がおられます。高橋先生、埼玉県教育委員会委員長、この方が「親学のすすめ」ということで、今、全国の講演すごく回っております。先生方は一生懸命頑張っているんだ。行政も頑張っている。親がつまらんじゃないかという切り口なんです。わくわくしなさいよと。その最後に言われるのが、道徳から来る、「やはり国を愛する心を親に持たせないといけない」というのははっきり言われる先生なんです。非常に頑張っている先生なんです。鹿児島県、長崎、お隣の熊本がはっきり、改善として追加されているんです。「国を愛する」言葉を明文化しようと、そういうことがあります。そういった隣県、他県の事例等々も考慮していただいて、ぜひ追加修正方をお願いしたい、そのように思います。

○飛田教育次長（教育政策担当） おっしゃる趣旨は非常によくわかりました。それで、これを普及していく段階でリーフレット等を作成させていただきますので、これをすべての方にすべて一言一句読んでいただくということはなかなか難しいと考えます。それで、今、後藤副委員長の御指摘も踏まえながら、他県のも参考にしながら、リーフレットの中等で、そういうことを踏まえてここではこう書いているということをしきりと押さえるような形で対応させていただくことで御理解を賜りたいと思います。以上でございます

○中野委員 このことに書いてあることをリー

フレットで周知するような話でしたが、このことに書いてあるこのこととはどれを指しているわけですか。基本計画には書いてないわけだから、それを改めてほしいというお願いです。そのもとを書いてないわけだから、やっぱりもとはきちんとしてほしいと思うんです。

そして、この基本計画、今回は第二次と書いてありますが、ということは第一次があったし、今まで4つかに分かれておったし、昔もいろんな計画書があったと思うんです。教育基本法は平成18年に改正されました。それに基づいて指導要綱も改正をされました。それに基づいて、先ほども言われましたが、教育振興基本計画もこんなふうに定められたと思うんです。やはりその中できちんと「我が国と郷土を愛する」という文言が——これを分けることは、一体不可分の文章としてあるわけだから、その文言をきちんと。そういう文言になっているのに、わざわざこの基本計画においてはそこを省いてあるわけですね。省いてあるんですよ。だから、それをちゃんともとどおり、基本法どおり素直に書いていただきたいということなんですよ。さほど難しいことではないし、先ほどはふるさととか道徳心とか対策監が言われましたが、ふるさとというのは郷土なんです。何回も「ふるさと、ふるさと」という名前が出てくるけれども、「我が国」という文言は出てこないんですよ。我々は、「ふるさと」ばかりでもいかん、「我が国と郷土を愛する」という一体不可分の文言をきちんとこの計画書の中に明記してほしいと、こういうことなんですよ。

○飛田教育次長（教育政策担当） 委員の思い、それからお言葉というのは非常に深く受けとめております。例えば、この案で示しますと、「我が国」とか「日本」という言葉を使ってお

すのは、先ほど御説明いたしました、20ページ一番下の行から3行目になりますが、「我が国の伝統と文化を尊重する」というようなことを示しております。さらに、52ページをごらんくださいませ。52ページにおいて、四角囲み後半になりますが、「②国際化に対応した教育の推進」というところがありますが、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や」ということで、ここでも使わせていただいています。さらに、その次の54ページ、「国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため」ということにも「日本」ということを示させていただいています。先ほど申し上げましたことと重なりますが、子供たちに国を愛する心をどうやって芽吹かせていくのかといったときには、やっぱり先人がつくってきた伝統文化のよさを理解し、その先人の苦勞を知り、それを自分のものとして引き継いでいくというような思いで書かせていただいたところであります。先ほどリーフレットの話をしました。リーフレットに、この文言は教育基本法の第2条の5つの目標を受けて、こういう形で具体的な浸透を図る手段としてやってほしいということで説明の資料として明記させていただく方向で御理解を賜ったらありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○中野委員 そのことが理解できないんですよ。先ほどから言います、第2条の第1項第5号は、「我が国」というのを「伝統と文化を尊重し」という言葉に、後の「我が国と郷土を愛する」という文言を、これは一体不可分の文言なんです。その「我が国」だけを前につけて、「我が国」と「伝統と文化を尊重し」というふうに書いたということだけれども、我々は、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土

を愛する」云々と書いてある、その「我が国と郷土」という一体不可分の文言をきちんと入れてくれと、こういうことなんです。私も次長の思い、教育委員会の思いはわかるというし、教育次長も我々の思いはわかるというし、思いと思いがぶつかっているわけだけども、であるならば、教育関係の憲法である教育基本法を素直にさらっと書いてもらえば何ら支障はないと思うんですが、わかりませんか。

○飛田教育次長（教育政策担当） 実践をしていく場合は、委員おっしゃるとおり、学校が教育をしていくことになります。学校の根本となるのは教育基本法でございます。教育基本法に明記してございます。学習指導要領にも明記してございます。我々はその具体的な施策としてこういう思いを持ってやってほしいということを明記しました。ぜひそういうことでしっかりと取り組んでいくということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○中野委員 理解してくれ、理解してくれと言われたら、黙っておけば理解したように誤解されるといけませんから、あえて申させていただきますが、やはり修正案を出していただきたい。なぜそんなにかたくなに——そっちから見れば我々がかたくなに聞こえるかもしれませんが、一たんつくった案、まだ案だからですね。案をかたくなにということが、かえって不自然に見えて仕方がないんですよ。お互いに柔軟に対応しませんか。我々は自分たちの思った文言を強制的に入れなさいとか言っているわけじゃなくて、教育基本法にちゃんと書いてある文言を素直に書いてほしいと、こう言っているわけですので、何ら不当な要求でもないと思うんですがね。教育というのは子供に教えるわけですね。社会教育、家庭教育もありますが、普通、教育

現場、学校教育というのは、柔軟な子供に教えるわけだから、先生たちも教育委員会も柔軟に対応してもらわんとですね。よろしく。

○渡辺教育長 中野委員、先ほどから大変強い思いを持って、教育基本法、それから教育振興基本計画に関して御意見等いただいておりますけれども、私ども教育振興基本計画をつくるに当たって、先ほど来、飛田次長のほうから御説明申し上げておりますけれども、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに」云々というのが教育基本法に明記してございます。伝統と文化の尊重の中に、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するという心が化体している、帰結しているということで、我々としては、伝統と文化の尊重ということを、その中に思いを込めてこの言葉を使わせていただいているところでございます。それから学習指導要領の中でもそのことはきちんとうたわれておりますので、教育基本法の趣旨、それから学習指導要領の趣旨を踏まえて、現場においていかに子供たちにわかる形で教え込んでいくのか、はぐくんでいくのかということ、そのことが最も大事なことではないかと思っておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいと思います。

○中野委員 グローバル社会になりました。そういうことで、我々国民も、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与するという事まで入った文言なんですよね。その前に書いてある文言を含めて全部それを書いてほしいと。何もこのことが極めて我が国だけを強調することでもないし、グローバルな国際社会に今から子供たちを育てようというときの教育基本にかかわる計画書ですので、これは基本法にのっとった文言を書いてもらわんと前には進まないと思う

んですがね。

○飛田教育次長（教育政策担当） 私たちがこの原案をつくらせていただくときに、前回の常任委員会で委員長からも、「教育委員会としては、国の教育振興基本計画を参酌しという規定があるが、どう参酌したのか」という御指摘がございました。それで、国の教育振興基本計画を読ませていただきながらこの文言を整理させていただいたところです。国の教育振興基本計画として、形として、人間像の観点から言えばということでもとめられて、おおむね以下の3つに集約ができる、そのポイントが3つだという形で、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」ということで示されております。その文言を使わせていただいて、それをそっくりその理念を受けて書かせていただいたことでありまして、中野委員初め多くの委員が御指摘なされることをしっかりと受けとめてこの計画を作成させていただいたところでありまして、そこを受けてやっているということを普及のリーフレット等でもきちっと押さえていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○河野委員長 暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時55分再開

○河野委員長 委員会を再開します。

執行部等の報告事項の説明等まだありますので、きょうはここまでとして、あす朝10時から再開ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 今まで、懇話会も含めて、前回の委員会も含めて、細かく提起とか含めてあったと思うんです。経過なくしてここまで来ていな

いわけで、経過あってここに来ているわけで、それをここで修正するだのしないだのとずっと言い続けられたら、委員会として成り立つのかどうか、そこはちょっと疑問を持っています。

○河野委員長 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○河野委員長 委員会を再開します。

あす10時に再開させていただくということで、本日の委員会を終了いたします。

午後2時55分散会

平成23年6月23日（木曜日）

午前9時59分再開

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	亀 田 博 昭
教 育 次 長 (教育政策担当)	飛 田 洋
教 育 次 長 (教育振興担当)	山 本 真 司
総 務 課 長	安 田 宏 士
政 策 企 画 監	高 田 昌 宏
参事兼財務福利課長	福 永 展 幸
学 校 政 策 課 長	長 濱 美 津 哉
学 校 支 援 監	中 野 通 彦
特 別 支 援 教 育 室 長	武 富 志 郎
教 職 員 課 長	川 島 達 朗
生 涯 学 習 課 長	津 曲 睦 己
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 村 司
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	中 原 邦 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 成 延
政 策 調 査 課 主 査	藤 村 正

○河野委員長 委員会を再開します。

報告事項に関する説明を求めます。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

平成22年度からの繰越明許費について、繰越額が決定いたしましたので、御報告いたします。

平成23年6月定例県議会提出報告書の18ページをお願いいたします。これは平成22年度繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名といたしましては、下から5行目の外壁剥落防止等事業外3件でございます。左から5列目にありますとおり、翌年度繰越額につきましては、外壁剥落防止等事業については、県立学校の外壁点検改修工事設計の費用といたしまして3,591万円、県立学校耐震対策事業については3億605万9,000円、県立学校図書充実事業については347万7,000円、それから、高鍋農業高校酪農実習施設リニューアル事業につきましては、乳牛舎の本体工事費用といたしまして6,049万円でございます。財務福利課関係は以上でございます。

○長濱学校政策課長 同じく18ページの一番下をごらんください。

(事業)南那珂地区総合制専門高校設置事業であります。確定額が2億2,640万1,000円でございます。以上です。

○武富特別支援教育室長 引き続き、特別支援教育室でございます。

同報告書、次のページ、19ページの一番上の(事業)延岡総合特別支援学校(仮称)設置事業であります。確定額は9億4,546万6,000円

であります。以上でございます。

○津曲生涯学習課長 生涯学習課でございます。19ページになります。上から2行目の県立図書館就労支援等資料整備事業であります。確定額は585万円になります。よろしく申し上げます。

○田方文化財課長 文化財課でございます。同じく報告書の19ページをごらんください。上から3段目、埋蔵文化財センター分館設備改修事業であります。これは埋蔵文化財センター分館の空調設備改修を行うもので、確定額は354万7,000円であります。その下の段、総合博物館駐車場等整備事業であります。確定額は770万4,000円あります。

さらにその下の欄、総合博物館中央監視装置更新整備事業であります。これは総合博物館の空調や電気等集中管理している中央監視装置のシステムの更新を行うもので、確定額は2,310万円あります。以上でございます。

○河野委員長 では、報告事項についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○安田総務課長 常任委員会資料の11ページをお願いいたします。

「宮城県山元町における夏休み学校サポート活動」についてであります。

これは、「みやぎき感謝プロジェクト」の一環として、資料の1の目的にありますとおり、東日本大震災の被災地である宮城県山元町の小・中学校を支援するため、本県の教諭等を夏休み期間を利用して派遣するものであります。

この取り組みの背景を御説明いたしますと、宮城県山元町には、5つの小学校と2つの中学

校がありますが、3月11日以降、2つの小学校の建物が津波の被害を受け、全く使えない状況にあります。また、ほかの5つの小・中学校でも、学校の施設が避難所として利用されていることもありまして、4月25日に学校を再開するまで、1カ月以上授業ができない状況が続きました。

このため、山元町の各学校におきましては、例年であれば夏休みであります7月後半から8月にかけて、通常の授業あるいは補習授業などを行なわなければならない状況にあります。これらの学校のうち、支援要請がありました4つの学校に対し、夏休み期間中に教諭等派遣を行うものでございます。

活動内容ですが、2の概要にありますように、小学校2校、中学校2校の計4校を派遣先とし、相手方から支援要請がありました7月23日から8月12日までの期間、本県の小・中学校教諭等、計36名を1週間交代で派遣し、授業や補習の教科指導、水泳指導、図書館の整備等、各学校の要望に沿った教育活動を支援いたします。

12ページに、各学校ごとの派遣人数及び具体的な活動内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

11ページにお戻りください。

3の特徴・効果であります。が、(1)にありますとおり、被災地において、本県が実施する初めての教育関係の支援活動であり、(2)にあります「みやぎき感謝プロジェクト」の理念に基づきまして、全県的な取り組みとして、すべての市町村から先生方に参加していただきたいと考えております。

また、(3)にあります。が、本県の教諭等が支援に入ることで、山元町の先生方が教育相談などで子供たちと密接に触れ合う時間が確保でき

ます。

先ほど、「すべての学校」と申しましたが、すべての市町村から派遣をしていただくというふうに訂正いたします。

最後に、ここにはございませんが、今回、参加していただく先生方には、現地で実際に教育活動を体験していただきます。これによりまして、大規模な災害発生時の学校における対応、あるいは命のとうとさ、そして思いやりなど、今後の道德教育の充実につながるものと考えております。説明は以上であります。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

公立学校施設の耐震化の状況についてでございます。

本県におきます公立学校施設の耐震化につきましては、計画的に推進しているところでございまして、県立学校及び市町村立学校ともに全国上位となっております。全国の耐震化の状況につきましては、毎年文部科学省がデータを公表しているところでございますけれども、今年度につきましては、8月になる見込みとなっておりますことから、本県分についてのみ御説明いたします。

それでは、1の「公立学校施設の耐震化の状況」についてでございます。

県立学校におきましては、対象となる建物の総数、A欄、657棟に対しまして、B欄「耐震対策済棟数」は602棟となっております。耐震化率は91.6%でございます。市町村立小・中学校におきましては、対象となります建物の総数A欄、1,722棟に対しまして、B欄は1,418棟でございます。耐震化率は82.3%となっております。財務福利課からは以上でございます。

○長濱学校政策課長 平成23年3月県立高等学校卒業生の5月末現在の就職決定状況について御説明いたします。資料の14ページをごらんください。

平成22年度高等学校卒業生のうち、就職希望者は2,392名でした。そのうち、3月末時点での就職決定者数は2,324人となっており、就職未決定者が68人でした。その68人について追跡調査を行ったところ、4月における就職決定者は県内が17人、県外が1人で、合わせて18人、5月における就職決定者は、県内が2人で、5月末までに20人が決定しております。したがって、5月末の未決定者は48人となっております。このことにより、5月末の全体の就職決定率は、3月末の97.2%から0.8ポイント上昇し、98%となっております。

なお、資料にはございませんが、6月に入ってから先週末、6月17日までの状況でございますけれども、残念ながら新たな決定者はおりません。今後も、未決定者の卒業生に対しては引き続き各学校の進路指導部を中心に、ハローワークとの連携を深め、進路対策専門員の協力を得ながら、就職支援に努めてまいります。以上でございます。

○田村スポーツ振興課長 お手元の常任委員会資料の15ページをお願いいたします。

宮崎県スポーツ施設の第3期指定管理者の募集について御報告をいたします。

初めに、1 第二期の管理運営実績についてでございます。

まず、(1) 宮崎県体育館とライフル射撃競技場について御説明いたします。

アの指定管理業務の概要ですが、施設名及び設置目的については記載しているとおりでございます。

また、指定管理者は、財団法人宮崎県スポーツ施設協会を指定してありまして、指定期間は平成21年4月から3年間となっております。

イの施設利用状況ですが、22年度は利用者数が前年度に比べまして約3割減、申請件数も約1割減となっております。これは口蹄疫の発生に伴う各種大会の中止が影響しているというふうに思っております。

ウの施設収支状況でございますが、県からの指定管理料に利用料金や自主事業収入を加えた収入で管理運営が賄われてありまして、収支計算書どおりの運営がなされているものと評価しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

エの管理運営状況についてでございます。インターネットによる予約受付や利用者満足度調査を活用しての管理・運営改善、自主事業の実施によるスポーツの普及振興など、利用者環境の充実に取り組んでおります。

オの評価ですが、県の施策であります「スポーツランドみやざき」づくりの中核施設として、質の高い管理・運営がなされていると考えております。

次に、(2)宮崎県総合運動公園有料公園施設についてでございます。

施設名、設置目的につきましては、記載のとおりでございます。

指定管理者、指定期間は、県体育館等と同じ、宮崎県スポーツ施設協会を3年間の期間で指定しております。

イの施設利用状況ですが、22年度は利用者数が前年度に比べ約2割減、申請件数も約1割減となっております。これは、県体育館等と同じように、口蹄疫の発生に伴う各種大会等の中止などが影響しているというふうに思っております。

す。

次のページをお願いいたします。

ウの施設収支状況ですが、22年度において、収支差額が405万4,000円マイナスとなっております。これにつきましては、口蹄疫発生等に伴う自主事業の収入の減などが要因と思われます。

エの管理運営状況とオの評価につきましても、体育館等と同様の評価をしているところでございます。

次に、2の第三期の募集方針(案)についてでございます。

(1)の施設名ですが、第二期までは県体育館、ライフル射撃競技場と総合運動公園有料公園施設をそれぞれ別々に募集してございましたけれども、第三期につきましては、3施設を一体管理として募集することとしております。その理由は、3施設を一体的に管理することによりまして、県体育館や県武道館との総合予約調整が図られ、県民サービス及び利便性の向上につながることや、県体育館等と総合運動公園との複合的な活用を期待してのものでございます。

(2)の業務の範囲、(3)の指定期間は、第二期と同じ内容でございます。

(4)の基準価格は、第二期の契約額等を踏まえまして、年額で3億9,308万8,000円、3年間で11億7,926万4,000円を設定しているところでございます。

(5)の利用料金ですが、これは県体育館及びライフル射撃競技場に導入してございました利用料金制度については、第三期は、使用料金制度に変更することとしております。これは、県体育館では昼夜を問わず幅広く利用されてありまして、稼働率も年間で90%を超えていることや、県が政策的に減免する利用なども多いなど、指定管理者の裁量余地がほとんどなく、インセ

ンティブ効果が期待できない状況になっていること、また、昨年度の口蹄疫の影響による施設閉鎖など、今後も防疫や自然災害に伴う施設閉鎖が懸念され、利用料金の見込みが難しいなどの理由によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(6) 募集、(7) の資格要件、それから、次のページの(8) の選定につきましては、行政経営課が示しております考え方にに基づき、同様に実施することとしております。

(10) の審査項目と配点についてでございますが、今回、選定基準の③経費の節減等の審査項目に、行政経営課からの統一的な指示によりまして、業務遂行のための適切な経費の積算を新たに加えております。

(11) にリスク管理と責任分担を示しております。内容については、③不可抗力への対応の2項目、人や動物への感染症、伝染病に起因する防疫対策や、施設保全等に要する費用を昨年度の口蹄疫や鳥インフルエンザの発生を踏まえまして、新たに加えております。

次のページをごらんください。

3の今後のスケジュールでございます。7月1日から9月9日にかけて募集を行います。そして、11月議会におきまして、議案として提出する計画でございます。以上でございます。

○河野委員長 その他の報告事項について、質疑はございませんか。

○有岡委員 各項目ごとにそれぞれ質問をさせていただきたいと思いますが、まず、山元町に対します夏休みの学校サポート活動につきましてお尋ねいたしますが、先生方が36名行かれまして、こういった経験を今後に生かしたいというお話がありましたが、その先生方が帰ってこられた後に、どのような形で報告会なり、また

そういった経験をまた財産として生かせるような仕組みを考えていらっしゃるならば教えていただきたいと思っております。

○山本教育次長（教育振興担当） 還元の方法でございますけれども、市町村によりましては、市町村の研修会で派遣をした先生方に報告をしていただきまして、その市町村における防災教育の徹底を図りたいと考えていらっしゃる市町村もございます。また、学校によりましては、学校の研修等でそういう報告をする中で命の重さを伝えていきたいということを考えていらっしゃる学校もございます。以上でございます。

○有岡委員 ぜひ大変貴重な経験だと思いますので、まだ直接携わっていない先生たちにも情報として提供できる機会があれば、また教えていただける工夫をしていただけるといいなと思っております。

○安田総務課長 今、個々の学校、市町村の対応はそういうことなんですが、事業の全体としては、ぜひ先生方の経験を何らかの記録で残して、それが全体としての共有ができるような、そういうことができないか、今検討をしているところであります。ぜひそういうふうな形で残していきたい、広げていきたいと考えております

○有岡委員 次の公立学校の施設耐震化の関係でお尋ねしたいと思いますが、大変全国的にも耐震化率が高いというお話ですが、その中で、今後、市町村、まだ82.3ということで、これからもう少しばかり時間がかかるかと思いますが、その理由としましては、順番待ちの状態なのか、それとも市町村の財政状況の中で取り組めないのか、その実態を教えていただきたいと思うのですが。

○福永財務福利課長 市町村の耐震化につきま

しては、やはり予算が一番大きいのではないかと考えております。それから、統廃合等によりまして、どうしても統廃合したところが古いといったこともありまして、まだ進んでないというところもございます。現状といたしましては、耐震化が100%済んでいるところが、9つの市町村でもう済んでおります。低いところが48%ぐらいでございます、あと60%というような形でありますけれども、私どもといたしましては、27年度までに全部の学校の耐震化が進むように、指導なり助言なりをしたいと考えております。以上です。

○有岡委員 学校政策課のほうの就職関係の数字のことを教えていただきたいのですが、103.7%とかいう100を超える数字が出てくる理由が知りたいということをごまをお願いいたします。

○長濱学校政策課長 県内が100%超えている理由でございますけれども、いわゆる県外の就職ができずに、県内に切りかえたということで、当初、県外を希望しておりましたけれども、県内に切りかえた生徒が今年度は多いということで100%超えたということでございます。

○有岡委員 再度、きのうの続きのお願いですが、学校を途中でやめてしまっている子供たちも、実際はこの県民の子供たちの中にいるものですから、やはりそこら辺の、大変高い数字なんですけれども、実際は300人ほどの子供たちが卒業せずに就職の中で苦労しているという実態もあろうかと思うのですね。こういったこともまた一つの指針の中で検討していただけるとありがたいと考えておりますので、要望としてお願いいたします。

スポーツ振興課のスポーツ施設の関係でお尋ねいたしますが、例えば、今年度は口蹄疫の関係で405万4,000円が赤字ということで、こういっ

た赤字の場合の指定管理者の対応というのほどのようにされているのかを1点お尋ねしたいと思います。

それと直接このことではないんですが、以前も話がありましたが、出入り口の関係で施設の利用の出口の、これは教育委員会だけの問題ではないんですけれども、利便性の中で、大きな大会のときに出るのに1時間ぐらいかかるとかいう話を聞いておりまして、そこの今後の改修の検討をされているのかどうか。

それともう1点、この前、障がい者のスポーツ大会がございました。雨の中で大変申しわけないなと思いながら過ごしたんですけれども、ああいった場合の雨天の対策というんでしょうか、そういったものが、例えば陸上競技場が大変古い施設だもんですから、今後、そういった施設の改修見込み、こういったものを検討する時期に来ているのかなと考えておりますので、一つの要望として、ああいった雨が降った場合に対策がとれるといいなと感じましたので、お願いをしたいと思っております。

それともう1点、重ねてお願いしておきますが、障がい者のスポーツ指導の中の20ページの中に、障がい者就労支援対策というのを地域貢献等の中でうたっているんですけれども、これは指定管理者の委員の中にも障害者スポーツ指導員が入っていらっしゃる関係で、バリアフリーには施設が移行しているんですが、こういった障害者の就労支援ですか、こういったものを具体的にどういったものが考えられるのか、また可能性があるのか、そこら辺がもし検討してあれば、教えていただきたいと思っております。以上です。

○田村スポーツ振興課長 まず第1点の赤字への対応でございますけれども、指定管理者のほ

うから、今回の場合は口蹄疫等で施設閉鎖等によるものが大きかったんですけども、指定管理者のほうから協議等が提案されれば、それに対応するというような形をとっております。今回につきましては、管理者側からの提案はございませんでしたので、十分指定管理規程の中で対応できているというふうに考えております。

それから、運動公園施設等の出入り口等の問題なんですけれども、先日、議会のほうでも御質問いただいたところなんですけど、施設設備自体の改修等にはまだまだちょっと検討を要する部分がありまして、あと、例えば駐車場の混雑でありますとか、そういうものにつきましては、誘導員の配置でありますとか、あと駐車料金等の徴収をスムーズにするとか、そういうふうなことを十分検討はしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

それから、障がい者についてでございますけれども、これにつきましても、利便性等を図るというのは非常に大事なことでありますので、今後、検討する余地があるのではないかなというふうには思っているところでございます。

障害者の就労支援につきましては、募集要項の中で事業計画書を出していただくんですが、その中に障害者への就労支援の対応という項目を設けまして、提案をしていただくようにしております。以上でございます。

○井上委員 それでは、山元町における夏休みの学校サポート活動についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、先生方の身分は、宮崎の教員という身分のまま行かれるんだと思いますが、その行った先での生活というか、待遇というのはどのようになっているのでしょうか。

○安田総務課長 宮崎県の先生方につきましては、出張で現地に赴いていただきまして、教育

活動、特に事業等については、現地の先生方をサポートする形で教育活動に従事していただくということが基本になるというふうに考えております。

○井上委員 住居その他、そういうところについては、全く問題がないというふうに理解していいですか。

○安田総務課長 山元町自体が非常に震災の被害が大きいものですから、それでなかなか山元町に宿泊できるような場所がございません。それで、今、地元の方と御相談をしているのは、隣町にちょっと地震の被害を受けているんですが、ビジネスホテルが何とか使えそうだと、現状で言うと、まだおふろが壊れているとか、冷暖房が壊れているとかいう状況はあるんですが、まだ夏休み、7月ですので、そこを活用して、そこから各学校に赴いて業務に当たる。そういった対応になるのかなというふうに考えております。

○井上委員 次の公立学校施設の耐震化についてなんですけれども、大変努力をされていて、耐震化が進んでいるということについては、評価したいというふうに思っていますが、今回の震災を見ていただいてもわかるとおり、公立学校が避難所になっているけれども、事実上は避難所としての役割は果たせないという状況に、今回はそういうふうな状況になったと思うのですよね。今でもこの公立学校施設が避難所になっているところというのは、大体県内でどのくらいの箇所あるのでしょうか。

○福永財務福利課長 小・中学校、高等学校でございますけれども、小・中学校につきましては、92%の学校が避難所として指定されております。県立学校につきましては、66%の学校が避難所として指定をされております。

○井上委員 今回の数字というのは、大変大きい数字だと思うのですよね。それで、地域の多分コミュニティというか、そういう意味で言えば、学校中心に皆さん動いておられるのは、それはすごくよくわかるので、何かがあったら学校へという、公民館も含めてですけれども、そういうところに行かれると思うのですけれども、今回の災害を受けて、耐震化は絶対にやっていただきたいことではあるけれども、避難所としての公立学校のありようですよ、これについては、今どのような検討がされているのか、現実にもどのように動いて議論されているのかを教えてください。

○福永財務福利課長 避難所といたしまして今回の大震災でよく放送されますけれども、例えば、電気がとまったときに、停電時、電気がつかないと、そういったところもございまして、私どもとしては、あくまでこれは市町村が指定するというようになっておりまして、学校は児童生徒をまず第一に考えますけれども、ただ、太陽光発電とかいったものも設置をしている学校もございます。ただ、それは太陽が照っている間といいますか、日照している時間しか対応できないと。それを蓄電をしなくちゃ対応できないといったこともありまして、現在、そういったところも含めまして、検討をしております。

○井上委員 宮崎県の防災計画等、それから私ども議会が作りました計画との整合性もあわせて、やっぱり学校の避難所ということについては、やはりもう一度見直す必要というのが私は大いにありと思うのですよね。ですから、常に想定外の被害が来た場合が被害が大きいわけですけれども、そういうこともある程度予測、日向灘沖、それから南海、東南海の地震含めて、やはりそこも含めた感覚的なものかもしれませ

んけれども、学校がすべてそこを引き受けていくというのには問題これありなので、やっぱりそこをきちんと対応していただけたらと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○福永財務福利課長 おっしゃるとおりでございます、私どものほうにも実はある市のほうから、地域ですけれども、非常に海拔が低いと。といったことを受けまして、学校がその中で一番建物の中で高いということで、そういうことが想定された場合には、自治体のほうがかぎを貸してくれないかとかいったことが私どもに来たケースがございます。それにつきましては、当該の市町村と十分協議しながら、かぎを貸し出すなり、そういった対策をとっているところでございます。

○井上委員 耐震化から少し外れるところがあるかもしれませんが、やっぱり現地に行ってみますと、一番言われたのが避難訓練を日常やっているかやっていないかの差というのは物すごく大きいということを非常に、それっていうのは注目すべきデータだと思うのですよね。学校の避難訓練、それはどうやっておられるかということと、もう一つは、一番本当にお気の毒な被災された例によると、先生方が避難する場所を決定するのに物すごく時間がかかって、結果、学校の生徒さんみんながだめになったという、亡くなってしまったという例が現実にあったわけですよね。そのときの、だれがそういう判断も含めてですけれども、それをきちんとできる体制、いわゆる避難訓練と、もう一つは、伝達ですね。きちんとした決定をしていくものというのがないといけないと思うのですよ。すべて学校長さんなのか、そこがちょっと私も疑問があるところではありますが、それについては、学校当局としてはどんなふうにお考えなん

ですか。

○中野学校支援監 避難訓練ということについてお答えを申し上げたいというふうに思います。新聞等で今、先日は北浦町、幼稚園等、小・中学校が合同で避難訓練を実施したであるとか、非常にこれまでの避難訓練に比べて、命を守るというふうなことで、これまでとは形態を変え、あるいは非常に危機意識を持った避難訓練がすべての学校で、もう6月中には終わるというふうな状況でございます。例えば、沿岸部の学校ということで、例えば宮崎の海拔6メートルというところあたりが一つの基準線になっている部分があるんですけど、この54校の学校、小学校31、中学校13、高等学校が6、特別支援学校が4校、計54校になりますけど、この学校においては複数回の避難訓練であるとかいうふうなことで、この避難訓練については100%の実施というふうなことが言えるんじゃないかというふうに思っております。

第2点の避難場所、そして例えば避難経路等も含めてということだろうと思えますけど、井上議員御指摘のとおり、非常に重要な部分で、今回もその判断によって、とうとい命が失われるという状況が生まれております。その中で、例えば、校長が今回不在であった学校もございました。したがって、校長のみならず、教職員が常日ごろから学校所在地の市町村の防災担当部局の意見だとか、市町村のハザードマップ、それぞれが作成してありますけれども、そのようなものを参考にしながら、学校のほうで避難場所を特定しての避難訓練というふうなことが行われている、そういう状況でございます。

○井上委員 改めてそれについては、各学校に文書が発出されたというふうに理解してよろしいんですかね。

○中野学校支援監 これまで文書発出については、都合5回、それぞれ危険用地のことであるとか、あるいは備えであるとかというふうなことで、文書発出によってその危機意識というものを継続して高めている、そういう状況でございます。

○井上委員 ぜひ努力を怠りなくよろしく願いたいと思います。

次に、未就職者の問題なんですけれども、1年だけ、今現在就職できない人は48名というふうに希望されていて、就職できない人が48名、前年の方、その前の方というふうにして、残っている方たちがやっぱりいらっしゃると思うのですよね。その、私自身がいつも思うのは、学校の進路指導の先生だけがそれを全部受けとめて、そして自分が企業回りもして、すべてというのは大変きついただろうなと思っているんですよ。雇用の新員の方たちが、その方たちも臨時雇いみたいな、3年間の雇用であったりとかして、非常に残念なんですけれども、いろんな商工関係でそういう方がいらしたり、いろんな方がいらっしゃるじゃないですか。その方たちとの連携ですよ。学校の進路指導の先生だけがすべてを受けとめて、すべてかわいい自分の生徒たちをとというふうな思いはわかるけれども、それだけでは大変厳しいものがあると思うのですね。教育長も何度も各企業を回られたり、いろいろな努力をしてこられているというのは議場で再三お伺いしているのでわかってはいるんですけれども、やはり横の連携と、もう一つは、今回事業で幾つか上がっているスキルアップの関係のほう、細かい、小さなスパンという言い方は悪いんでしょうけど、まだ効果が出るような、事業の効果になるような状況になってないので、これを何年か繰り返さないと、まだ出な

いのかもしれないんですけど、もう少し幅を広げるなり、きのう出ました医学生の問題だったら、青森にあるように、メディカルサポートを学校側が現実にしていって、それをずっと最後までサポートしていくのと同じような、そういうような状況の事業のつくり方みたいなものというのは、学校政策課では考えておられないのでしょうか。あとは個人任せなのかかもしれませんが、そこはどんな……。

○長濱学校政策課長 今、井上委員のほうから御提案がありましたことは非常に重要な点じゃないかなと考えておりますが、今、取り組んでおりますのは、進路対策専門員というものを27名学校に配置しております。これはいわゆる純粋な普通科高校以外、専門学科を1クラスでも持つ学校はすべて配置しているところでございます。この方々が専属で求人開拓をしたり、あるいは今未決定者が何とか就職できるようにお世話をさせていただいたりというようなことをしているところでございます。さらにまた、ハローワークではJOBサポーターというものが配置されておりますので、今後、JOBサポーターと進路対策専門員の合同会議等を持ちまして、連携を図りながら、求人開拓等に取り組むということが大事かなということでございまして、今、御提案がございましたような点についても、今後、考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○井上委員 また、今後の委員会での議論にしたいと思いますが、もうちょっと事業そのものを少し広げてくような形で何か計画ができないのか、またつくることできないのか、そこはまた努力していただきたいというふうに思います。

最後に、スポーツ施設の指定管理者のあれな

んですけれども、これは指定管理者は競争相手といったらおかしいんですけれども、そういう人は全然ほかにいないんでしょうかね。

○田村スポーツ振興課長 現在、県のスポーツ施設協会のほうが指定管理者に選定されておりますが、一般公募という形でこれは行っております。第二期の場合には、2社が応募いたしましたして、スポーツ施設協会が選定されたという状況になっております。第2回目の公募につきましては、現地説明会というのがあるんですが、それにつきましては、7社が参加して、最終的に応募したのが2社という形で、最終的に施設協会が選定されたという形になっております。

○井上委員 今回は、一体管理というふうな考え方なんですけれども、一体管理をしたほうがメリットが随分あると。指定管理者を一つにしたほうが、いろんな意味で、基準価格についても、それはメリット性があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○田村スポーツ振興課長 県体育館等と、あと県の総合運動公園というのは、多少地理的に離れておりますけれども、一体管理をすることによりまして、利用者の利便性とか、あと本県が進めておりますスポーツランドみやぎづくりの施設の有効活用という面では非常に大きな効果が期待されるのではないかなというふうに思っております。

○井上委員 同施設みたいな感覚で言えば他県でも大体こういうものというのは一体管理なんですか。

○田村スポーツ振興課長 他県の状況というのは詳しくは存じておりませんが、第一期、第二期等の指定管理の状況等を見ますと、一体管理のほうがスムーズに管理運営ができるのではないかなということでこういうふうな形にして

おります。

○**横田委員** 夏休み学校サポート活動についてお尋ねしますが、これは多分前回お聞きしたと思うのですが、被災地、広範囲にわたっている中で、宮城県山元町に特化した理由をもう一回教えていただきたいのですが。

○**安田総務課長** 山元町につきましては、まず、全国知事会の制度の中で、本県がまず宮崎県を、それから宮城県との間で、宮崎県については、山元町を支援してほしいということで、従来から危機管理局が中心になりまして、例えば、避難所の運営のお手伝いであるとか、そういった形で継続的に職員を支援のために派遣を続けております。そういった中で、実は山元町から夏休み、学校でこういった困っている状況があるよということが現地に行っております県職員等を通じまして、わかってきました。それで山元町の職員課に対して、宮崎県として何かお手伝いすることはありませんかというような声をかけ、最終的には5月下旬に現地に担当次長が参りまして、実際に向こうの教育委員会、それから、それぞれの学校をお尋ねして具体的な支援の要請を受けて、今回、こういった形で実現したというふうに考えております。

○**横田委員** わかりました。36名の派遣教諭、これは「各市町村教育委員会からの推薦により決定」というふうに書いてありますが、先生方に希望をとったりもされるんですかね。といいますのは、実はきのう、宮崎市の職員から話を聞いたんですが、その人も東北の被災地に行かれたらしいんですけど、みずから手を挙げて行った人と、命令されて行った人のモチベーションといいますか、意識がかなり違うらしいんですよ。せっかく行っていただくんだったら、現地の方が本当に喜んでいただけるようなサポー

ト活動をしていただきたいと思いますので、そこらあたりのことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○**川島教職員課長** 教職員課でございます。今の御質問にお答えいたします。派遣につきましては、各市町村のほうに市町村教育委員会に推薦をお願いしておりますが、推薦の方法としましては、この人がいいということで御指名をされるのか、ないしは広く公募されるのかは、各市町村の教育委員会にお願い、お任せをしているところでございます。そういう状況でございます。そういう中で、情報としてちょっと入っておりますのが、ある県北の地域では、1名につきまして公募をかけましたところ、4～5名がぜひ行きたいということで手を挙げてきたと。そういう情報をちょっと伺っております。以上でございます。

○**横田委員** それを聞いて安心しました。それぞれの教育委員会が選定されるわけですから、非常にそういう高い意識を持った人が選ばれると思いますので、ぜひ活躍を期待しています。

○**河野委員長** その他ございますか。

改築中の延岡の総合支援教育学校、先日、見学会が開かれたとお聞きしてありますが、その状況をちょっとお聞きしたいんですけど。

○**武富特別支援教育室長** 現在、教育委員会におきましては、延岡地区の3つの特別支援学校を延岡西高等学校跡地に統合して、新たな特別支援学校を設置するための準備を進めておりますが、今回、校舎の一部が完成しましたことから、6月15日水曜日に学校見学会を実施したところでございます。この見学会は、これまで図面等での説明を行ってございましたので、図面では不明な点というところがございますので、その確認であるとか、保護者の方に実際に見てい

ただきまして、新しい学校のイメージを持っていただくことにより、移転・統合に向けた準備を円滑にするために実施したものでございます。参加者は各学校の保護者26名、引率職員8名の計34名でございました。

内容といたしましては、工事が終了した管理棟及び聴覚障害教育棟の施設見学でございました。翌日、夕刊デイリーさんのほうでその様子が紹介されまして、当日は学校見学会ということで、それまでの協議は設けておりませんでした。取材を受けた保護者の方の感想等が出ておりました。保護者の方は、見学されて、やはり実際に見ると改めて気づくことがあるということ、抱いていたイメージとの違いを感じたという声でございました。それから、一方では、みんなと協力していい学校をつくるために、保護者もしっかりしないといけないというような御感想もありましたので、今回の見学会により、保護者の方々に完成後の学校での子供の生活をより身近なものとして受けとめていただくことができたのではないかとというふうに考えております。なお、改めて気づかれた点などにつきましては、先週から今週にかけて、各学校で再度説明と質疑の場を設けているところでございます。御意見や御要望につきましては、詳細を把握した上で、教育活動に支障がないように、備品の工夫であるとか、教材教具の工夫等も含めて、今後対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○河野委員長 やはり配慮の必要な子供たちに対して、保護者が安心するという点については、見学会の効果を感じましたので、またそういう要望に対して、しっかりと受けとめていただきたいなということを要望しておきたいと思いません。

ほか、ございませんか。

それでは、きのう議案第20号に関して修正するという意見がございましたが、執行部のほうから何かございますか。

○渡辺教育長 まずもって、昨日の委員会での教育振興基本計画に係る審議におきましては、委員の皆様からの質疑に対して十分な説明ができず、委員の皆様には、昨日に引き続き本日も御審議をいただくことになりましたこととおわび申し上げます。

昨日の委員会におきましては、平成18年12月に制定されました改正教育基本法第2条に掲げる教育の目標に示されております「我が国と郷土を愛する」という趣旨を教育現場に十分周知徹底するために、本計画のパンフレットにしっかりと記述することを御説明申し上げました。昨日の委員会終了後、さらに検討を行いました結果、市町村教育委員会や各学校等に本計画策定を通知する公文書におきまして、1つには、教育基本法及びそれに基づいて策定されました国の教育振興基本計画を参酌して策定したこと、2つには、計画の特徴を説明する中で、本計画の「我が国の伝統と文化を尊重する」ということが、教育基本法第2条に掲げられている5つの教育目標の中で示された、「我が国と郷土を愛する」ことにつながるということをはっきりと記載してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○河野委員長 委員のほうから御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

この後、暫時休憩いたしたいと思いますが、委員協議をさせていただくということでよろしいでしょうか。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○河野委員長 再開いたします。

それでは以上をもって教育委員会を終了させていただきます。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時02分再開

○河野委員長 再開をさせていただきます。

あす採決でお諮りするということで進めさせていただきますと思います。

あすの採決については、再開時間を14時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。よろしいでしょうか。もしよければ、現時点で、あすもきちっとお諮りするんですが、委員長報告の骨子案の中で、20号以外、この部分はぜひ報告に入れていただきたいというものが今の時点であれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 なければ、あす再度お尋ねしますので、そのときまたよろしくお願ひします。

では、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

午前11時02分散会

平成23年6月24日（金曜日）

午後1時59分再開

出席委員（7人）

委員	長	河野哲也
副委員	長	後藤哲朗
委員		中野一則
委員		横田照夫
委員		外山衛
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	藤村正

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決ですが、議案第20号に対し、中野委員外3名の委員から修正案が提出されましたので、他の議案と分離し、先決したいと存じます。

修正案はお手元に配付してあります。

提出者の説明を求めます。

○中野委員 では、議案の修正について説明したいと思います。

修正したいところは、第二次宮崎県教育振興基本計画書案の20ページと52ページでございます。

まず、議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」の一部を次のように修正

する。

第三章、今後10年間を通じて目指す本県教育の姿の2、今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策の（2）施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」の一部を、次のように修正するというものでございます。

いわゆる20ページに掲げてある一番最後の⑦のところであります。修正するところばかりを申し上げますが、ここの中ほどに、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに異文化を理解し」とあるところをそっくり削除して、また修正後の⑦に掲げてある下線の部分、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し」という文章に変更をする、修正をするということです。

それから、52ページに係る分ではありますが、もう中身だけを説明させていただきたいと思えます。②のところの「国際化に対応した教育の推進」の中の、下線を引いているところ、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や」という部分を、修正後の②の下線を引いているところ、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し」という文章に修正をするということでございます。以上、説明を終わります。

○河野委員長 途中ですが、報道の方から取材の申し出がありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 提出者の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○井上委員 今回出された経過、あれはちょっと余りにも唐突感があるので。それで、私は議会の中の常任委員会の審議というのは、やっぱり継続性がないといけないと思うのですよね。

一回一回の審議が日々新しくなるというのは、それはやっぱり常任委員会の審議自体がおかしいと思うのです、そういう継続性のない。今回出されたものについて言えば、最初は22年の12月の1日にちょっと頭出しされて、そして常任委員会にちゃんと提起をされて、そのときに自民党の方ももちろん多くいらしたわけですけど、そこにいたわけですよ。そして、ことし、平成23年の3月3日に、具体的に審議をしているわけですよ。そのときに審議の中でももちろんそのときに委員であった中野委員は、正確にそのことについて質問をされて、そして、「わかりました。基本計画を尊重して、その中に網羅していただいているんですね」と言って納得をしておられるわけですよ、委員会の場所で。だから、その委員会の継続性のことについては、どのようにお考えなのか、そこを修正されると、今回、もう議案上程になっている段階で修正させるというやり方について、どのようにお考えなんですかね。

○中野委員 確かに経過があって、今回の最終上程ということになったわけですが、上程されたから、過去があったから、これを修正する動議を出すというのがおかしいという判断ではございません。確かに今日に来るまでには、それぞれ当局の説明があって、今日に来たわけですけども、やはり最終段階で、議会ですから、議会が最終は決めるわけですので、それにのっとってすれば、何ら修正を求めても、これがおかしいことではないと。当然のことだと、このように思います。なお、経過については、確かに昨年の11月議会からありました。その当初も、そのときはただ表面的なものの要旨の説明があって、いろいろと当時の学校支援監の説明がありました。私は、この10年にわたる長期計画

というものは、大変重要なものだという判断をもちろんしておりますし、そのように理解もいたしておりますから、またちょうど委員会はそのときは12月の初めだったと思うのですけれども、ちょうど知事選挙前で、知事も新しく1月に就任をされると。そしてまた、当初の予算も骨格予算になると。将来肉づけと。この案は6月に提出するような話でありましたが、やはり首長が判断して決めるべき問題でもあるという判断をしましたので、やはりこういう長期計画なるものは、1年間延ばした後にすべきだということで、委員協議の中では質問した経緯もあります。それから、2月定例議会、この前の定例議会休会中の委員会、そういうところにも冊子を持って説明がありました。もちろん1ページからくまなく説明するわけではありませんし、また我々もそれを一回全部読んで確認するわけではありませんが、説明を聞く中では、いろいろとそれなりの納得するところもあります。そして、私は基本的な流れで、平成18年に基本法が改正をされているし、それについてまた教育指導要領も改正されているので、その趣旨にのっとったものであるか、それにのっとった基本計画であるかという趣旨の質問はしました。そういう趣旨だということであったので、私はこのときも、それは立派なもんだという思いもして、先ほど井上委員が言われたように、その説明でも納得をした経緯がございます。しかし、具体的に正式にこれが上程されて、文章をくまなく読む過程においては、どうも教育基本法にのっとっていない。また、その文言が一部外されていると、そういう思いもしましたので、その教育基本法にのっとった基本に係るところの文言をやっぱりここに入れるべきだと、そういう意味からその部分の修正動議という形で修正案を

提出したところであります。

○井上委員 今の説明は、私からすれば言いわけにしか聞こえないわけですが、現実には3月3日の時点でも、この案どおり出ているわけですよ。5月の初常任委員会の際にもいただきました。そのときも、これ出ているわけですよ。3月のときにこれがそのまま出ていなければ別ですよ。だから、委員会審議の中で他県もやっているからいいのではないかと、修正してはいないかという御意見がありましたよね。他県は上程前なんですよ。上程前に。だから、私が申し上げているのは、委員会の審議の中でやっぱり議案を見ていなかったという発言はちょっとおかしいと思うのですよ。それはおかしい。だからやっぱりこのような強硬な数がありさえすれば何でもしていいと、県議会の中で何でもできるんだというようなやり方はやめていただきたいわけですよ。だから、なぜその前段の段階で現実には3月もあったし、5月もあったわけですから、その段階のときに、修正したければそのときにしっかりとと言われるべきじゃないですか。今回のことを考えると、本当、数さえあれば何でもやっていいんだというふうには見えませんがね。議会運営の仕方、議会の中での運営のあり方に、非常に常任委員会の運営に大きくかかわると思いますよ、これは。

○河野委員長 井上委員、今質疑ですけど、その他質疑はないですか。次の討論に。

○有岡委員 私もどちらかと言えば教育委員会が出される教育基本計画の原案のほうが言葉としては適切だという考え方がありまして、例えば、「異文化を理解する」という表現がありますがけれども、修正後のものは、「他国を尊重し」という、これは国が18年2月22日に公布された基本法の中の文言を使っているわけですよ。

けれども、国の立場としては、この「他国を尊重する」という表現でいいと思うのですけれども、私は、教育の現場、例えば宮崎県の基本法ですので、異文化ということで外国国籍を持っている子供たちや国内の違う文化、価値観を持った子供たちとの関係、そういったものも現場として理解したときに、この異文化を理解するという表現の方が、宮崎県の教育基本法の表現としてはいいのではないかと、そういう観点で修正前という表現でいいのかわかりませんが、こちらが言葉としては適切ではないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

○河野委員長 討論に入っているのですか。今のちょっと討論の分野ですけど。

○中野委員 先ほど井上委員から数の論理主義の話はされましたが、決してそういう思い上がりであるわけではありません。

それから、有岡委員が言われました、「異文化」ということのほうがという話でありましたが、我々は、「他国を尊重し」ということで、その文化全体を含めて、我が国も他国も含めてそのことを尊重するという意味で、もともとの基本法に基づいた文言を入れさせてもらうということでございます。

○井上委員 そっくりそのまま教育基本法をそのままの文章を持ってこないと納得できないということですよ、ここだけ。ここだけね。ここだけその教育基本法に明記されている文章を持ってこないと納得ができない。意味がわからないわけですよ。全体的に言って、宮崎県の第二次宮崎県教育振興基本計画の中のここだけをどうしても教育基本法の文言そのままを持ってこないと納得できないというのがちょっと。その理解がつかないわけですよ。さっき有岡委員からも出たように、修正前の文章でも十分伝

わるではないかというふうに、宮崎県民の県民像をつくり上げていくのには伝わるではないかと。だから、ここだけ教育基本法をそっくりそのまま持ってこないと、伝わらないという言い方がちょっと意味がわからないんですが、その説明をしていただきたいと思います。

○中野委員 我々は、「伝統と文化」というのが先に書いてあるから、そのことだけで異文化ということも、言葉の流れであると思うのですが、我々は、国あるいはふるさと、郷土そのものも含めて、我が国にもふるさとがあるように、他国にもふるさとがあると思うのですよ。そのことすべてを含めて、教育というものは非常に大事なものだから、そういう意味で教育基本法もちゃんと基本法として定められたものだと思いますので、そのことをやはり我が県の基本計画の中にもちゃんとどこかにかおさめてもらわなければならないと、こういう思いを含めて修正を出したところですよ。

○井上委員 この文章だけそっくりそのまま持ってこないと伝わらないというのがよくわからないんですよ。

○中野委員 ここだけを変えてこれ全体ということだが、本来ならば、教育委員会がすべて撤回してもらって、我々が要求するすべての文言に変えてもらえばそれにこしたことはなかったと思うのですが、そういう気配もないし、限られた議会の期日内にしなければなりません。そういうことで、この部分だけを変えても、総体に影響するというか、この基本法の総体を何も汚すものではないし、かえっておさまりもいいと。そういうことからこの部分だけさせていただきます。

○井上委員 説明になってないですわ。説明してもらわないと。そうしたら中野委員がそうい

うことを言えば、この「第二次宮崎県教育振興基本計画」、これを国のつくった基本計画書をそのまま持ってくれば納得がいくということですか。日本の教育基本法をここに持ってくれば、この文章をそれにすればいいということですか。そういうことですか。違うでしょう。これは宮崎県の人づくりをしていこうと。宮崎の人たちが読んで、宮崎県民がこれを納得してもらって、こういう子供たちを育てていこう、こういう人間になっていこうということをみんなに訴えたいわけですよ。ここだけ取り上げて、ここだけ基本法のものを持ってくれば、何かどうかなるという、いかに日本の国の基本法を踏まえるかということが大事なんじゃないですか。違うんですか。

○中野委員 今修正したところを変えただけで全体がおかしくなるとは思わんですよね。おさまりはつくと思います。それでまた、我々は「我が国の伝統」としましたが、「我が国と郷土を愛するとともに」という文言、ここで宮崎県の基本計画だから、「郷土を愛する」という文言、あるいは「ふるさと」という言葉だけでいいという考えにはなっておりません。やはり、我々は宮崎県人も国民であるし、やはり我が国と郷土を愛するという文言は、一体不可分の文章だと、そういう思いもあって、やはりここはそういう文言になっている基本法をここにおさめたほうが宮崎県の基本計画書もおさまりがつく、そのように思ってこの修正をしたわけです。

○井上委員 国際化のところだけを取り上げてここだけに執着をしておられるようですが、この修正前の文書と修正後の文書の違い、修正前と修正後の違い、これを明確に、ここが違うからこれじゃないといかんのだという、それを説明してほしいということを再三言っているわけ

ですよ。

○外山委員 まず1点、井上委員、その議案ですよ、これは去年、議員発条例でもって議決に付すと決めたわけですよ。最終案が出たときに、おっしゃるように、それを変更するのはいろんな問題があると思いますけれども、タイムラグがあるから、場合によっては、最終段階でもって議会のほうで訂正を加えることがあってもいいように思います。このことに限らず、いろんな場面でもって。それが1点と、要は、井上委員、はっきり申し上げますと、自民党としては、「我が国と郷土を愛する」というこの教育基本法でうたっている言葉、これは外せないという思いから提案したんですよ。何も基本法に書いてあるすべてを全部を丸写しじゃなくて、この10文字をぜひとも明記したいという強い思いから取り組んだことでありまして、その結果、前後の文脈を考えた場合に、であれば、たまたま偶然的にそのまま引用したほうが文脈的にいいんじゃないかということで、こういう文書にしたわけで、問題は、「我が国と郷土を愛する」という言葉を外すわけにはいかないといううちの姿勢なんですよ。

○井上委員 だから、修正前の文章だと、「我が国と郷土を愛する」ということがあらわれてないということを言いたいわけですよ。それを醸成できないというふうに言いたいということですか。

○外山委員 十分な理解はできる範囲なんだけれども、それをなおかつ10年間使うもんだから、教育基本法でうたっているこの文章は、文字だけはここでも乗っけておきたいというこだわりなんですよ。

○後藤副委員長 賛成する者ですが、我々、先ほどの上程で、委員会の継続性を言われたら、

私新人なものですから、やっぱり新人の立場、委員会の一員として賛成討論を言わせていただきます。実は、この施策の7、ここは児童対象ですよ。一番はやはり子供たちによりわかりやすく、現場での指導徹底というのが大事なんですよ。私はそう思います。学習指導要領、そして県が策定されています、20年策定されました振興基本計画、そこにもはっきりうたわれているんですよ。この今回出された基本計画にはうたわれていない、それを私たちが今回明確にするわけでありまして。そういった教育委員会の指導を現場におろしたときに、学習指導要領が1番ですから、それが今度のことですから、これを非常に素直にわかりやすく伝えるんじゃないかなという思いで賛成をさせていただきます。

○井上委員 またちょっと、そんなして言われると、また議論がちょっとしにくくなるわけだけど、これって子供向けだけじゃないんですよ。全体は。地域で子供たちを育てることも含めて、今いる宮崎県民の県民像を含めてなんですよ、それは。人づくりというのは。そういう意味での宮崎の人づくりなんですよ。だから、例えば、私が先ほどから再三言う、今回の委員会の中で中野委員が一番引かれなかったわけだけれども、それを明確にされたわけだけれども、前回の委員会するときでも、おっしゃっていたのは、中野委員お一人なんですよ。ほかの自民党の方は全然それについての発言とかも一切しておられなかった。それも、そうだと思うのですよ。だから、中野委員がそれをずっと考えておられるんだったら、なぜその場所で、そのときに、ここはこんなふうな文言に変えろということ、なぜこの委員会の中でもしっかりと明記、それができていなかったらそれは問題だろうなというふうにも思うのですよ。だけど、この上程のこ

こに来て、見てなかった、知らなかったと、それは議員としていかなものかと言ってるわけですよ。だから、別に後藤さんを責めているわけでもないし、後藤さんだって、今度からこんなのが委員のところに来るわけだから、やっぱりしっかり見ていただきたいわけだけれども、やっぱりこれは影響していくわけですよ、いろんなところに。私は、教育長も本当に踏み込んだ中野さん寄りの発言をすごくされたと思いますよ。だから、かえってそっちの発言のほうがいかなものかと思うほどのいい発言をされたわけです。中野さんにとってね。いい発言をされたわけだけれども、事ここに至って、この上程した段階のときで、委員会の場所でこうやって余り例のない修正動議を出さないといけないところまでというのは、ちょっと問題ありではないのかというふうに申し上げているわけですよ。こんなことを再三繰り返すんだったら、やっぱりもっとしっかりと審議して、会派でもきちんと勉強してから出てきていただきたいなという思いはすごくしますよ、正直申し上げます。

○中野委員 勉強不足を指摘されればそこまではですが、私は、過去の委員会、再三再四、教育基本法にのっとったものをつくってくれと要求したから、最後の最後はそういう文言で、我々からすれば、教育基本法の第2条第1項第5号、もちろん1号から5号までですが、特にその5号にわたるところは基本中の基本だと思ったから、そこは当然最終案では修正してきて、案として持ってきてくれるものだというふうに思っておりました。

○井上委員 物すごい違いがあれば別なんですよ。乖離があったりすればですよ。内容的に物すごい乖離があったんなら、それは、あ、それはそうだなと納得できることもあるわけですよ。

でも、これを読み取っていくときに、そう違和感はなし、かえって修正前でもいいじゃないかと感じる人も、うちの会派で議論したときには、この修正前のほうがいいのではないかという意見が大半だったわけですが、そういうふうにして読む人もいるわけですよ、現実には。現実には議会の議員としては、そういう人がいるということなんですよ。だから、こういう方法を3月3日の日にこういう資料が全然出てなければ別ですよ。細かく全部出ているんですよ。5月も出ている。だったら、その時点でしっかりと、ああ、そこがおかしいときには、ここに修正を入れろとか、ここをこういうふうに変えろということをやったり言うべきではないのかということ、もう一度そこは押さえておかないと、委員会審議いつまでたってもいつもこの調子かということに私はなると思いますよ。

○中野委員 2月の定例議会、それからこの前の休会中の委員会に冊子が渡りましたが、どのどこをと出せば、この文言を変えてくれと言えばよかったのかもしれませんが、私は、その基本的な考え方を常に言っているわけだから、それに基づいて修正を次にはしてくれと、こういうふうに思って今日まで来たけれども、最終案を見たらその文言がなかったということですよ。

それと、先ほど当初の「我が国の伝統と文化を尊重する云々」という言葉と、前のほうがいいじゃないかという話でしたが、その「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」、しかも「他国を尊重する」というその思いというか、その部分ですよ。我が国も、それから他国もそれぞれ伝統と文化があるわけですから、それを尊重する心ですよ。そういう意味合いでこの文言を入れる、教育基本法

にちゃんとあるわけですから、入れておいたほうが、宮崎県の基本計画書としては非常におさまりがいいと。しかも、これは10年にわたってする基本計画ですので、長期計画の中には基本的なことがきちっとおさめてもらっておかないといけないと、そういう思い、信念から修正を提案しているところです。

○井上委員 この修正前の文章というのは、非常に理解しやすい文章なんです、現実的に。それは私は別にここに違和感があるわけではないと思いますよ、この文章的にも。後段の修正後の基本法をそのままずりっと持ってきているのと、そこで何か、物すごくそごがあれば別なんです。そご、ないじゃないですか、全然。そんなに。すごく変わってれば別なんですけど。

○中野委員 国の基本計画書も、基本法の第2条のくだり、そして、1号から5号のことを3つに、人間像の観点から言いかえれば、それを3つにして、よくできるという文言の(3)に書いてある言葉なんです、ここは。

○井上委員 私は、内容がどこが違うかじゃなくて、内容的には……。

○中野委員 ですから、その基本に入っている言葉だから、何ら言いかえて、単刀直入にちゃんと基本法の文言を書いたほうがいいですよという思い、気持ちからですよ。

○井上委員 今まで私が県議会にいた期間で考えると、こういうことってないんですよ。私は初めて経験することなんですけどね。だから、読んでなかった、知らなかった、わかってなかったということで再三にわたってこういう緊急な、上程されている議案について、これはおかしいと、しょっちゅうこれをやられるということについては、私はいかななものかと思うわけですよ。こういうやり方をずっとされるのかなと。

見とらんかったと。私は1年だからわからなかった、見とらんかったと言われたら、そういうことをずうっと会派の、議会は数ですからね。数でこういう強硬手段みたいなことを再三にわたってやろうという考えなのかどうかということですよ。さっき、外山委員が言われたことはよくわかるんですよ。議会で決めて、これについていいものにしていくということで修正を入れるということはあるかもしれない。でも、そこはよほどみんなも議論した末、議員間でも議論した末にそれは上程したものに対して、修正をかけていくということはあるといいと、私は思うのですよ。そういうことはあるだろうと、よほどのあれがあって、お互いの会派ごとにもやり合って、それはあると思うのですよ。だけど、今回、余りにも安易に出てきたものが、そう変わりがなくてみたいにして言われると、こういう数の論理でしょっちゅうこういうことをやるんですかということを知っているわけですよ。

○中野委員 しょっちゅうこういうことがあるとは思いますが、読んじょらんかった、知らんじやっただ、というわけじゃないんですよ。委員会のときに冊子を渡して、それを読む。後、全部読む時間も何もないので、自分の基本的考え方はきちんとそのとき自分は述べたつもりなんです。そのことについては、きちんと我々の思いも含めてしんしゃくしてもらって、修正を次にはしてくるであろうということだったけれども、今回、最終の段階でそれがなかったのも、今回、最終の段階でそれがなかったのも、議決等に関する条例という、議会が、20年に自発的につくった条例に基づいて、今度、この教育に関するものは、今回初めて長期計画書を我々議会が議決して承認するという形になった、教育委員会としては第1号ですので、そういう意

味合いでは、こういう我々が特に委員会なり、あるいはこれからの本会議等でうまく質疑・討論していく機会が与えられてこれができる、これが今まで過去であれば、我々がこれを幾ら言っても、修正されないわけですので、それがずっと20年につくった我々の逆の条例というのを、いいというか、大変いい条例であったなということも今思っているところです。

○有岡委員 私は、子供が中学、高校におりますが、そういう親の立場で見たときに、最初申し上げましたように、教育委員会の最初の文章がわかりやすいという点でちょっとお話しさせていただきますが、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに」という部分で、私は一般質問の中でしました、先人とのきずなという点で、この「生きる基盤をはぐくむ教育の推進」という点で、大変わかりやすいと思っておりましたし、先ほどの教育現場のことも申し上げましたとおりですし、ぜひ「我が国と郷土を愛するとともに」というこの考え方は、僕は子供には気づいてほしいと。海外に行ったときに日本のよさがわかるし、よそに行って宮崎のよさがわかる、そういうことに気づく教育を、僕は教育現場に期待するものですから、そういう意味で、この国の教育基本法にはうたってありますけれども、こういったことに気づく教育を宮崎県ではしていただけるような形を希望していたものですから、私は最初教育委員会の文章で広げていただくほうがいいというふうな解釈でおりました。きょう、この文章を見せてもらったんですけれども、当然教育基本法から引用すればこういった文章になろうかと思いますが、私の子供に期待して、学校現場に気づく、そういう気づく、気づいてもらう、そういう取り組みをしてほしいなという思いで感じたものですから、修正前

の原稿でも僕はいいんではないかという見解です。以上です。

○中野委員 何ら我々の修正した文章に「伝統と文化を尊重し」などと削除したわけじゃなくて、基本法にもそのことが書いてあるし、書いてあることをそのままそっくり書かせてもらいました。

○外山委員 井上委員の言われることは、まさにこれはそのとおりなんですよ。おっしゃるとおり。ただ、中野委員も先ほど言われたように、前回の委員会でもって正確にこの文言を入れろと言っておけばよかったんだけど、そういうこともありますし、有岡委員の言われることもわかるんだけど、でも、なかなか現状で果たしてそういう、例えば愛国心とか、そういう教育というか、芽生えている教育があるかと考えた場合に、僕は残念ながら少し薄れている気がするんですよ、現状。現場において。であれば、やはりある程度明記をするのも一つの方法かなと思うところなんですよ。だから、結論的に言えば、もう一回言いますがね、もうすべてわかります、井上委員がおっしゃるとおりなんだけれども、今回文言修正、意味が変わらないのであれば、我々としては、「我が国と郷土を愛する」というこの言葉だけは、外せないという考えで訂正をお願いしているわけなんです。そこに尽きるんですよ、要するに。早い話がですね。

○横田委員 この前の教育基本法の改正の際にも、一番深く議論されたのは、この「我が国と郷土を愛する」ということだったと思うのですよね。国際社会の一員を育てる、いわゆるグローバルな人間を育てるためには、やっぱり自分の国とか自分の郷土を愛しているということが一番の基本だと思うのですよ。そういった意味で、やっぱりこの「我が国と郷土を愛する」という

文字は絶対入れるべきだと、そういう強い思いがあって、こういう提案をさせていただきました。

○井上委員 横田さん言われるとおりなんですよ。教育基本法の議論のときに一番問題になった部分なんですよ、ここが。だから、普通皆頭にここが入っているわけですよ、議員して、みんな。それで私文教に今度来るに当たって、多分また中野先生からそういう意見が出るだろうなというふうに想定できるほど頭の中に入っているわけですよ、教育基本法の論議というのは。だから、最初にこれを見せてもらったときに、中野先生が何でここに着目して、きちんと先に言わなかったのか、これは不思議なんですよ。私としては不思議ですよ。これは正直言って不思議です。だから、議事録をちょっともう一回どういうふうにはほかの議員さんもですけど、自民党のほかの議員さんも、どういうふうに言われたんだらうかなと思って全部見たんですけど、言われたのは中野先生だけなんですけどね。中野先生はそこで「わかりました」ときっちり表現されているわけですよ。「わかりました」と。「基本法をもとにつくられているということで、理解をいたしました」と書いてあるわけですよ。だから、本来、議員としてずっと仕事をやってきていて、ここは絶対自分が譲れんというものがいっぱい皆さんもおありだと思うのですよ。だったら、そういう議案が出てきたときに、自分として、これは工程表が出ているわけですから、スケジュールとして、6月の議会にかけますよと、上程しますよというのはわかっているわけですから、その前の段階のときに、やっぱりそこはチェックを入れて修正をするというのが、これは普通ではないでしょうかということを再三言っているわけですよ。だから、

こういうことを何回も何回も繰り返しますかということを知っているわけです。これは今回ぽっきりで一切自民党はしませんと言い切れるんですか。

○中野委員 こういうことはめったに繰り返される問題ではないし、繰り返しぢやならないということは思います。

それから、「わかりました」ということを先生は強調されますが、そのとき、ちゃんとそう説明したから、そのことにはわかりましたと言ったわけですので、私に説明したんだから、説明したように、今度修正してこなかったんだから、それをまた再度記述修正をお願いするということです。

○井上委員 だからこそ、正確な言葉で正確に言わないといけないんですよ。これについては、修正すべしと、そうしたら議論で、文教の委員会の中で、これは修正したほうがいいわ、せんほうがいいわと、議論に多分なっていると思うのですよ。これはその委員会の際の議論の中身では、そういうふうになってないんですよ。中野先生は、「理解いたしました」と言い切っているわけだから、そうしたら、もう理解していただいたなと思っているわけですよ。みんな理解していただきましたというふうに。あのとき、満行さんが委員長なんですけれども、だから、そんなふうに、私たちの発言というのは、そんなに軽いものではないと私は思いますよ。議員の発言は、そんなに軽いものではあってはいけないし、ないと思いますよ。だから、常任委員会とはじゃどうあるべきなのかというところまでいくんじゃないですかと今申し上げているわけです。教育基本法の論議は、さっき横田さんが言われたとおりです。問題になった部分です。

○中野委員 私が「わかりました」ということ

については、先ほどから言及されますが、そのときのことは反省せざるを得ません。しかし、私が「基本法にのっとった基本計画になっておりますね」と言ったことについて、「なっている」というたぐいの説明をしたから、「わかりました」と言ったわけですし、そのときに、念を押して「わかりました」と言わずにおればよかったんだけれども、今、そのことは反省いたしております。しかし、これが何回も繰り返されることではないと思います。

○井上委員 今度の議会で、県議会のあり方について小委員会もできて、今後、議論していくわけですが、いかにステータスのある、県民から本当に納得していただける県議会にどうやったらなれるのかと、みんなそう思っているわけですよ。それをこういうことをしますかという話なんですよ。説明したら、「いやいや実はこういうことやとよ」と話したときに、納得して、「議員が実は読んじょらんでからよ」と、そう言えますか。だから、修正も含めてそうですけど、簡単なものではないというふうに受けとめていただきたいわけですよ。そんなに修正動議出して、数がありさえすれば、「それは修正していけばいいじゃないか」と、そんなものではないのではないですかということを議論の常任委員会の審議もしっかりと受けとめていただきたいし、その常任委員会のありようについても、しっかりとわかっておいていただきたいわけですよ。にもかかわらず、ただ簡単に、言ってることは変わるのだから、修正すればいいじゃないかと。そのとき気がつかんかったちゃかい、みたいなことで、県議会がいいのでしょうかということを今言ってるわけですよ。これはやっぱり私は議案はしっかりとずっと通していくべきだと思いますよ。こういうことの、こういう

はっきり言って余り細かくこれを書かれると、いや、実は自民党の議員が読んでなくてこうだったみたいな話になられるというのは、非常に不愉快なんですよ。県議会というところは、あんまりちゃんと審議せんで何でも素通りかいという話になりはしないのというふうに思いますけどね。こういうことを出されるということですよ。恥ずかしいと私は思っていたきたいとありますがね。だから、やっぱり教育基本法の論議というのは、それだけいろいろ問題があったわけですよ。なかったかといったら、あったわけですよ。だから、口をつぐんで、私なんかもここについて議論すれば、もっと激しくなるだろうと思うから、言わなかったりする部分もあったり、いろんな県議会における配慮もするわけですよ。その辺を含めて、やっぱりよく考えていただきたい、こういうことをされるという、これはやっぱり恥ずかしいことだと私は思いますけどね。ですから、反対です、こういう修正の動議については反対です。明確に反対を申し上げておきたいと思っております。文章が、中身が物すごく違うのなら別ですよ。違うことが新たな問題が起きて、こういうふうになりましたというようなことがあったら別ですけど、何らこれで問題ないじゃないですか。わかりましたと理解できるような内容じゃないですか。だったら、こういうことはしないいただきたいということですよ。

○外山委員 今の井上委員の話を聞くと、まさに五分五分なんです。よくわかった上で、今回、この何度も言いますよ、党議の結果、話し合った結果、こだわりがあつて、ここだけは修正を認めてもらえないかと、意味も変わらないのであればということですよ。我々としてはどうしても、この漏れてしまったこの言葉を言

れるべきだという結論に達したものですから、イレギュラーな修正ですけれども、委員会に出したわけでありまして。十分言われることがわかった上で、出していることも理解してもらいたいと思いますけど。

○河野委員長 ほかに討論はありませんか。

では討論なしと認め、これをもって討論を終結いたしたいと思います。

引き続き採決ということになります。中野委員ほか3名の委員から提出のありました議案第20号の修正案につきまして、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成委員挙手〕

○河野委員長 挙手多数。よって、議案第20号の修正案については、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除くその他の部分の議案第20号につきまして採決を行います。

修正議決した部分を除くその他の部分の議案第20号につきまして、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成委員挙手〕

○河野委員長 挙手全員。よって、修正議決した部分を除くその他の部分の議案第20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号以外の議案について採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第7号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第4号、第7号及び報告第1号につきましては、原案のとおり、可決または承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時49分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、賛成多数ということでありましたので、議員発議ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 賛成委員の議員発議ということになりますので、よろしく準備のほどをお願いしたいと思います。

○井上委員 この経過は、常任委員会のありようとも深くかかわるので、今後、常任委員会の委員長会議なりをしていただいで、こういうことについての議論というのを委員長会議の中でもちょっと進めておいていただきたいということと、経過については、しっかりと委員長報告の中で、きちんと具体的に出していただきたい。そこは要望しておきます。

○河野委員長 今の井上委員の要望ですけれども、後ほど諮る予定でしたけど、委員長報告の中で経過を報告するということについては、委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 では、引き続き、閉会中の継続審査についてお諮りします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきまして、引き続き閉会中

の継続審査といたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ございませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、先ほどもありましたが、委員長報告骨子案についてでございます。

委員長報告の項目として、先ほど議案20号の審議の経過報告を入れるほかに、何か御要望はございますか。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時54分再開

○河野委員長 再開いたします。

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それではそのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時56分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長一任ということで内容を決めさせていただくことで委員会を開会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、10月19日から21日にかけて実施するということになります。詳細

につきましては、正副委員長御一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。具体的な行程につきましては、後日連絡いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後2時56分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也

